

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

総 務 委 員 会 記 録

日	令和7年6月16日（月）（第2回定例会）			
時	休 憩 午前10時0分 開議（午前11時57分～午後1時0分） 午後2時28分 散会			
場 所	第1委員会室			
出席委員	岩 井 雅 夫	茂 呂 一 弘	桜 井 秀 夫	安 喰 初 美
	田 畑 直 子	中 島 賢 治	石 井 茂 隆	米 持 克 彦
	三 瓶 輝 枝	野 本 信 正		
欠席委員	な し			
担当書記	石 黒 薫 子 栗 原 彩			
説 明 員	総務局			
	総務局長	久我 千晶	総務部長	中尾 嘉之
	総務課長	濱木 功	給与課長	小木曾 哲
	総括主幹	藤田 博美		
	財政局			
	財政局長	勝瀬 光一郎	財政部長	大畑 晃
	資産経営部長	青木 俊	税務部長	谷 みどり
	財政部参事（資金課長事務取扱）	高橋 大樹	財政課長	西村 孝誠
	資産経営課再整備担当課長	久保田 宗穂	管財課長	成澤 昌明
	税制課長	久保木 敬一	総括主幹	中川 功介
	選挙管理委員会事務局			
	選挙管理委員会事務局次長	中野 廣正		
	審 査 案 件	議案第69号・専決処分について（千葉市市税条例の一部改正）（令和7年3月31日）		
議案第70号・専決処分について（議決事件の一部変更（千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約））（令和7年3月19日）				
議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管				
議案第72号・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について				
議案第73号・千葉市市税条例の一部改正について 議案第89号・工事請負契約について（千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事）				
協 議 案 件	年間調査テーマの設定について 委員会視察について			
そ の 他	委員席の指定			
委 員 長 岩 井 雅 夫				

午前10時0分開議

○委員長（岩井雅夫君） おはようございます。

ただいまから総務委員会を開きます。

傍聴の皆様に申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

委員席の指定

○委員長（岩井雅夫君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

本日審査を行います案件は、議案6件です。お手元に配付してあります進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、第3次議会運営活性化推進協議会において、議案等審査時の質疑と賛否表明、意見要望の発言場面の分割については、試行を継続するという位置づけで、今回も同様の取組を続けることが決定されております。

このため、当局からの議案説明を聴取した後、まず質疑のみを行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後、おおむね3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。

また、案件審査終了後、年間調査テーマ、委員会視察についての御協議も予定しております。

議案第71号審査

○委員長（岩井雅夫君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。財政部長。

○財政部長 おはようございます。財政部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

財政局説明資料の2ページをお願いいたします。

それでは、議案第71号・一般会計補正予算（第1号）のうち、所管について御説明いたします。

なお、資料中のページ番号は、補正予算書の該当ページとなっております。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ22億6,397万5,000円を追加し、総額を5,534億6,397万5,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細書になります。

まず、款17・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・民生費負担金の保育所保育費負担金を1億4,270万5,000円。また、その下、款18・使用料及び手数料、項1・使用料、目2・民生使用料の公立保育所使用料を7,692万7,000円それぞれ減額するもので、いずれも第2子以降の保育料軽減を市独自に拡充することによるものでございます。

次に、款19・国庫支出金、項2・国庫補助金、目3・民生費国庫補助金は、地域生活支援事

業費収入を150万円追加し、障害者コミュニケーション支援事業費に活用するとともに、目4・衛生費国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金収入を2,000万円追加し、妊娠出産包括支援事業費、いわゆる産後ケア事業に活用するものでございます。

次に、款20・県支出金、項2・県補助金、目3・民生費県補助金は、地域生活支援事業費収入を45万3,000円追加し、障害者コミュニケーション事業費に活用するとともに、目4・衛生費県補助金は、1の予防接種事故調査費収入を4万8,000円追加し、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業費に活用するほか、2の子ども・子育て支援交付金収入を1,000万円追加し、妊娠出産包括支援事業費に活用するものでございます。

次に、款21・財産収入、項1・財産運用収入、目3・基金運用収入は、新たに創設する新日本建設・金綱一男子ども若者育英基金に係る運用益を1,732万5,000円追加し、同基金に積み立てるもので、その下、款22・寄附金は、民生費給付金として、困難な状況にある子供や若者への支援として活用いただきたいとの申出をいただいた15億円の寄附金を、新日本建設・金綱一男子ども若者育成基金に積み立てるものでございます。

次に、款23・繰入金、項1・基金繰入金は、目7・地域環境保全基金繰入金について、森林環境譲与税分を680万円追加し、千葉城さくら祭り、千葉開府900年連携イベント開催負担金のうち、千葉県産の木材を利用する経費に活用するもので、その下、款24・繰越金は、前年度繰越金で、令和6年度実質収支見込額のうち、9億2,747万8,000円を追加するものでございます。

最後に、款25・諸収入は、雑入として、雇用保険料被保険者負担金収入を3,000円追加し、会計年度任用職員人件費に充当いたします。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） これより質疑に入りますが、委員改選後、初めての案件審査となりますことから、委員の皆様申し上げます。

御質疑等に当たっては、最初に一括か一問一答か、質問方法を述べていただくほか、一問一答の場合は、答弁を含め、おおむね30分以内でお願いいたします。

それでは、質疑がありましたら、お願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） それでは、一括というか、1問だけになるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

個別の事業については各委員会のほうでやと思うのですが、この全体のことについてです。

今回、補正予算が二十二、三億円と、こういった形で出ているわけですがけれども、そのうち寄附金が15億円ということですので、当然それを差し引いてというか、その他の事業の総計で規模を評価する必要もあるかと思っていますところ。

市長の肉づけという形で今回の補正予算が出てきたわけですがけれども、今言った、差し引いたレベルでの補正予算の規模を、当局としてどのように認識というか、評価されているか、お聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 今回の補正予算は、おっしゃいましたように肉づけ予算として、保育料の負担軽減やプレコンセプションの費用助成、また、産後ケアなどを計上いたしまして、先ほど言った基金の積立金を除きますと、予算額は5億9,700万円となります。

基礎自治体である市については、住民に密着しているサービスがかなり多いものですから、

事業継続の必要性が高いもので、当初予算で計上する事業が多く、ほかの政令市の近年の状況を申し上げても、物価高騰対策などの特殊要因を除くと、いずれも数億円程度という状況でございます。

なお、4年前、令和3年の6月補正ですが、この頃、国の交付金を活用して新型コロナ対策を行ったのですが、その事業を除くと、今回とほぼ同程度の規模ということになります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 分かりました。非常に分かりやすい答弁でした。

また意見については後で述べるということで、ありがとうございました。

以上で結構です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答でお願いします。

ただいま、補正予算の説明がありました。補正予算が22億6,400万円ということですが、私どもが聞くとくによれば、市長が新しく選出されるときは、当初予算のときに留保する予算があると聞いています。その予算額は幾らか、この全部がそうなのか、事業内容は市長になった人によって違いがあるのか、お伺いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

今回、補正予算に計上したものが全部で8事業ございますが、このうち、千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金や、学校体育館の冷暖房設備整備を除く計6事業が、政策的判断を要する経費として当初予算で留保した事業でございます。

こちらは、具体的には保育料の負担軽減や、プレコンセプション健診費用助成のほかに、産後ケアといったものがございまして、予算額を申し上げますと5億9,700万円となります。

また、選挙公約などの予算化の内容等につきましては、それぞれの市長の御意向が反映されるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 次に、補正予算額は当初に留保した金額だけではないということでしたけれども、今市民が最も望んでいる事業には取り組んでいないのか。今、物価高騰、米の価格も上がり、手に入りにくい、このようなときに、市民を支援する事業を予算化すべきではなかったのか、お伺いします。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 物価高騰によりまして、市民の方々の生活に影響が出ていることは承知しておりまして、市としましても、子育て世帯に対する学校、保育施設の給食費の高騰分の支援を昨年度から引き続き実施しているほか、令和6年の2月補正で、エネルギー価格の高騰を受ける中小企業者や公共交通事業者に対する支援金などを計上しまして、先月から今月にかけて受付を開始するなど、支援に取り組んでいるところでございます。

また、住民税の非課税世帯を対象とした価格高騰重点支援給付金につきましても、今年の3月から順次支給をしているところでございまして、引き続き適切に対応してまいりたいと考え

ております。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政部長が説明した歳入歳出予算事項別明細書には、国からの、以前は物価高騰に関して交付金があったわけですがけれども、今回は入っていないということなのか、また今後の見通しはどうか、お尋ねします。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

5月27日に国のほうで米国関税措置を受けた緊急対応パッケージが閣議されましたが、この中で国による電気、ガスの支援などの物価高騰再対策のほかに、地方への臨時交付金が措置されております。本市にも約2億3,000万円配分されることとなりますので、国、県の施策との整合を図りつつ対策を検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） これまでは臨時交付金という形でかなりの金額が交付されて、それが市民のいろいろな施策に反映されてきたと思うのですが、今回そのようなことが見当たらないのは、非常に問題があるかと思うのですが、千葉市独自でそのような事業をして、今の市民の生活実態から少しでも救済するという考えに、予算編成のときには至らなかったのかどうか、それとも補正しようとする財源が見当たらなかったのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 物価高騰の対策につきましては、先ほども少し申し上げたのですが、昨年の12月に国の交付金が来たときに、全体2月補正と令和7年度予算で、先ほど申し上げた給食費の支援や中小企業者の支援などで、大体18億円の支援を予算化しておりまして、これについては一部一般財源も投じて対応しているところでございます。

先ほど財政課長からも話がありましたけれども、2億3,000万円の交付金の配分がありましたので、国や県の状況を見ながら、市として必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） ちなみに伺いますが、国のほうが急遽2万円、また子供などは4万円という支援金を支出するようなことが言われておりますが、その概要について、もしつかんでいればお知らせしていただきたい。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 今おっしゃられた給付金については、金額、時期とも、私どものほうでも報道で知っている以上の情報はまだ来ておりません。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 財政局は予算編成をするときに、市民生活の実態がどのようになっているのかを捉えて行うべきだと私は常々主張してきました。

私たち市議会議員がお会いしている市民の中には、国民年金だけで頑張っていて、僅か

1,000円程度の毎日の生活費で、買物もスーパーへ、時間が来て安くなってから買いに行く等、いろいろな苦勞をしているようでございます。そのような苦勞をできるだけ承知した上で予算編成に臨んでいくということについては、新しく財政局長になられた方が、そのようなことをきちんと行っていただいて、時には買物もしていただいて、物価がどのくらいの値段になっているのかということを承知しながら、市民生活に沿った財政運営をすべきだと思いますけれども、財政局長、いかがですか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長 委員御指摘のとおり、やはり市民の実態を踏まえた上で予算を編成することが重要だと思います。私自身も週1回程度の買物に行っておりまして、かなり物が高くなったと痛感しております。

こういった実態を踏まえながら、極力市民福祉の向上に努める観点で予算編成に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（野本信正君） 分かりました。今、新しい農水大臣が2,000円の米とかと言っているけれども、町へ行くと、一体どこへ行ったら手に入るのか、私は見たことがないと言って、そのような意味では、喜ばれている面と不信感とが両方あります。

前の財政局長のときにも、私は実態をよく見るように質問して、今日私がスーパーへ行ったらこうだった、あなたは知っていますかと聞いたら、最初のうちは戸惑っていたけれども、その後、だんだん自分もスーパーへ行って買物をするようになって、物価の実態などをよく見ているということを書いてくれるようになりました。

新しい財政局長も市民の実態をよく見て、その上で市民を救済する、支援する、そのような財政運営ができるように頑張ってもらいたいと思いますが、一言お答えいただきたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長 委員のおっしゃるとおり、やはり行政は市民の福祉の向上のために努めていかなければということがございますので、御指摘のような観点で今後業務に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 最後に、財政局が5月30日の代表者会議に、公共料金の改定についてという文書を出して説明されたと我が会派の幹事長から聞いて、それをコピーで頂いてきました。

物価高騰の中での御協力……（「補正予算と関係ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員に申し上げます。

これは補正予算とは少し違っている観点かと思うのですが。

○委員（野本信正君） 関連します。（「勝手に関連すると解釈しては駄目ですよ」と呼ぶ者あり）どうぞ、委員長、寛容をお願いします。

○委員長（岩井雅夫君） 悪態になってしまうので。野本委員。

○委員（野本信正君） では、端的に聞きますが、公共料金を市は値上げすることと、物価高

騰との関係で、市民に対してやはり説明するのに難しいことだと。こういうときには上げないで我慢するほうがよかったのだろうという感触を持っていますが、財政局としての考えをここで聞かせてください。

○委員長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長 今回の改定に当たりましては、我々のほうでもいろいろな脱炭素化の取組等で、光熱費の削減など、施設の管理コストの削減に努めているところでございますけれども、この料金は平成23年から15年間改定を実施していなかったということで、市としてお願いしたい負担の額と現行の料金の間で乖離が生じてございます。この乖離を、今、市税等の一般財源によって補填しているわけですが、これ以上一般財源などで補填することは難しいということで、受益者負担の適正化ということ、またあるいは物価高騰下においても引き続き施設を適正に運営するという観点で、今回、料金改定をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。

終わりますけれども、市民生活が厳しいときに、公共料金の値上げなどは留保すべきだということを強く主張しておきます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。田畑委員。

○委員（田畑直子君） 一問一答でお願いいたします。

私のほうからは、計上されている項目についてお聞きできればと思っています。

まず1点目が、保育料の多子への負担軽減についてですが、1年間の財政負担は五、六億円程度と聞いておりますが、そのようなことなのか、また経常的にこのような経費がかかってくる事業を計上していくということについて、財政への負担をどのように捉えているか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 今おっしゃられた今回の補正予算の保育料の多子軽減ですが、今年の9月から実施する前提で所要額、歳出の部分と歳入減の部分に合わせて約3億円計上してございます。

通年ベースで申し上げますと、今おっしゃられたとおり、歳入の減と歳出を合わせて約6億円になると認識してございます。この事業について、決して財政需要が小さいわけではございません。ただ、人口減少社会が進む中で、子育て世代から選ばれる都市、これを実現するために必要な投資であると認識してございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） ありがとうございます。

次、2点目が、新日本建設のこども基金について2点ほどお聞きしたいと思っています。

まず1点目ですが、市からの拠出金については5億円を予定されていて、そのうち今回1億5,000万円を計上されると認識しております。

まず、市の拠出金の5億円の考え方と、5億円の積立てまでのスケジュールについて確認させていただければと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

金綱氏から頂く寄附につきまして、株式の評価額を含みまして、基金総額の財産は50億円程度の規模を目標としておりまして、本市としても寄附者の御意向に賛同して、子供や若者のための施策、こういったものに取り組むため、そのうち1割に当たる5億円の積立金の拠出を計画しているものと聞いております。

今回は寄附を頂く15億円の積立てに合わせて、市拠出分として1億5,000万円の積立てを計上いたしますが、今後、金綱氏からの追加寄附に合わせて、市拠出分についても残額3.5億円の積立てを計画しているものと聞いております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） ありがとうございます。1割が根拠ということが理解できました。

質問の最後になりますけれども、このこども基金は、運用益によって事業に充てていくと認識しておりますが、運用益の算出方法や考え方について確認させてください。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課です。

本基金につきましては、基本的に運用益を事業に活用することが想定されておりますことから、寄附金と市拠出金の合計16億5,000万円を、安全性や効率性を踏まえまして、より運用益が見込まれる債券での運用をすることを念頭に、その半年分の運用益を今回予算化するものとなります。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いいたします。

まず金綱さんの寄附のことですけれども、170万株、時価総額27億円を寄附してもらってしまして、その原資というのはどこに載りますか。いわゆる財産目録の中のどこに載るのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 歳入歳出予算ではないので、寄附いただいたときに歳入歳出予算としては出てこないのですが、毎年度の決算のときに財産に関する調書というものがございまして、例えば、基金ですと、今購入しようとしている債券や、現金で幾らというのが、それぞれ内訳で掲載されることになります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、その170万株の時価総額というのは、評価は毎年違ってきますよね。そうすると、毎年その財産目録が変わってくるということでもいいのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 すみません。毎年度の決算のときの評価の手法については、ただいま承知してございません。申し訳ございません。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） それから、この1,700万円というのは配当金だと思うのですが、今、半年と言われましたよね。これは1年ではないのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

1,700万円と申し上げたのは、今回、基金に計上いたします現金を運用したその収益として計上するものでございます。かつ半年分と申し上げたのは、この後議決をいただきましたならば、今年度、この後運用する半年分としての予算を計上したものととなります。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 1,700万円は配当金ではないのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長 今回頂く寄附というのが、株式と現金の2つあります。株のほうについては後日入ってくるということで、これはまだ入っていない状況になります。今回のこの1,700万円というのは、15億円の頂いた現金をうちのほうで運用して、その利息ということでございますので、運用するのが、頂いたこれからということで半年分ということになってございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。そうすると、まだ170万株の27億分はまだ入ってこないということで理解していいのですね。

次に行きますが、もう一つは、地域環境保全基金というのがありますけれども、これの使い道というのは具体的にどのようなものか、教えていただきたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

こちらについては、千葉城さくら祭り、開府900年連携イベントなどを、今回補正予算化、事業化いたしますが、この中で竹明かり、竹灯籠という、市内の竹林を活用した事業がございますので、そちらの財源として活用することといたしております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） この基金の使用目的というのはどのようなことで、それと、この使用状況は範囲内に比較してどうなのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 この森林環境譲与税分につきましては、基本的に用途が4つございまして、まずは森林の整備です。それから、それに携わる人材の育成。それから、今申し上げた木材の利用。それから、市民の方々への周知啓発ということが活用用途となってございまして、今回、竹明かりの制作等で市内産の竹を利用するという、木材の利用の観点がまず1つございます。

それから、今回制作するワークショップの中で、放置竹林の問題なども市民の方々に知らせていくと。要は、木材の利用と周知啓発と、この2つの観点で今回この財源を活用させていた

だくということになります。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。

少し前へ戻りますが、基金の使い方について、所管の範囲内でいいから答え願いたいのですけれども、これはあくまでもひもつきでないということを確認したいと思いますが、どうですか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 先ほど御説明申し上げましたとおり、基本的には困った子供、若者や、チャレンジする若者という考え方はいただいているのですが、個別の事業については市の方針に沿って活用用途を決めていくということになります。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうではなくて、これだけのものを千葉市に寄附してくれるわけです。そうすると、何らかの影響力を千葉市に与えたいという、何かあれがないですかということを確認しています。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 所管のほうからは一つ一つについて確認は取らないということで伺っております。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） それはいいのですけれども、所管の部門になるわけですか。

例えば、新日本建設がこれだけのものを寄附してくれるから、市の公共事業にそこが有利に働くなど、そのようなところにひもつきはないでしょうかということを確認しています。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 そのようなことはございません。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 断言できますね。

分かりました。了解しました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

まず初めに、歳入歳出の民生費で、保育所の負担金ですけれども、先ほどの御説明で千葉市独自という御説明がございました。本来、保育料等々は国や県が割合負担していただけるのではないかと思うのですが、その辺の考え方はどうなのか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 こちらの、いわゆる第2子以降の軽減につきましては、第1子の方が小学校に上がった段階で、現状の国の制度ですと第1子としてはカウントされなくなるということで、今回、市のほうではそういった方々も引き続き軽減を受けられるようにということで、市として独自にそういった方も第1子としてカウントした上で、第2子、第3子の軽減を図っていくという市の独自の取組になります。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

今回、所得制限撤廃や年齢制限の撤廃等がございましたけれども、所得のないお子さんの2

人以降、3人以降ということで、今回は独自であるということで、国あるいは県からはお金が来ないけれども、世帯数、あるいは人数的にはどのような状況なのか、所感とは少し違うのですが、その部分が分かれば教えていただけますでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 今回、対象になる方の拡充の部分につきましては、約2,000人がこの拡充の対象になると伺っております。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

もう既に保育園に入所している方々もいらっしゃれば、逆にこういったシステムがあって、これから入りたい、あるいは幼稚園に行きたい、保育園に入りたいと考えて、家庭の中でも保育の負担を軽減するという意味で、あるいは、それがあから千葉市はいいということで千葉市に来てくれるような売りといいますか、千葉市独自でこういうのをやっていますというのを大々的に宣伝していただけますように、これだけ今度こうなりますというのをぜひ宣伝していただきたいと思います。

それと、これは少し言葉尻を捉えた質問というかお伺いですが、前年度繰越金ということで9億2,700万円ございます。説明の中に、令和6年度実質収支見込額をと書いてございますが、これは見込みでいいのですか。もう確定されているのではないかと思います。その辺の考え方について伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

今回、補正の財源として繰越金を活用することといたしておりますが、令和6年度の決算につきましては、この次の第3回定例会で決算議案として提案させていただき、審議をいただくものですので、現在では見込額として説明させていただいております。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。了解です。

最後にですが、先ほど、物価高の中でそういった配慮がなかったのかというような御発言がございました。その中で、分かる範囲内で結構ですが、今回、公共施設の使用料等々が上がっていきませんが、関連しているので少しだけ聞きたいのですが、15年間上げてこなかったということで、財政局としてどうなのでしょう。5年間ごとの見直しというのがあると思うのですが、それについて、今回は上がるための見直しとなっているわけですが、その都度、5年ごとの検証ごとに、今回は上げませんとか、値上げしませんなどというような公表はしていたのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 今委員がおっしゃられたとおり、5年に1回費用を検証はしておりますが、そのときに、今回は値上げをしませんでしたという、公表そのものはしてございません。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） これはあくまでも要望ですが、そういったことも市民の皆さんにお知らせしていくというか、今回こういった事情だから値上げしなくて済みましたなどと、

今後市民にも分かりやすく公表していただければと思います。要望です。よろしく願います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） 一問一答です。

金網基金について少し教えてもらいたいのですけれども、先ほどのお話の中で、運用益が1,700万円と説明があったと思うのですけれども、これはどのような運用で1,700万円と予定しているのか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

こちらは金網氏からの15億円と市から拠出する1億5,000万円の合計16億5,000万円を原資に、債券での運用として利率を計算し、金額を計上したものでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） そうすると、債券ですのでこれは安全ですね。これが紙ぺらになってしまうようなことはないですね。その確認です。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 この運用に関しては、おっしゃられたとおり安全性を第一に考えております。具体的に、地方債や政府系金融機関の財投機関債という、こういった種別のものを安全性第一にして購入するという形で積算を行ってございます。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 分かりました。

大体金利は1.幾つ%とか、そのぐらいになるのですか。（「もっと安いですよ」と呼ぶ者あり）もっと安いのですか。そうすると1,700万円になりますか。

○委員長（岩井雅夫君） 財政部長。

○財政部長 直近で申しますと、10年債で約1.7%、20年債ですと2.5%ということで、今回については約2%の半年分ということで1,200万円と見込んでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 分かりました。これは大事なお金なので、ある意味湧いたようなお金にも思えるのですけれども、大事に、子供たちのために使っていただければと思います。

終わります。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 先ほどお話がありましたけれども、私が確認させていただいた範囲でも、とにかく今回、市長の24万票以上という過去最高の得票と強い民意を受けての肉づけ予算だと理解しているところでございます。市長の方針としては、仕事と子育ての両立というところを所信表明でも強くうたわれていましたので、そこを一番濃く出したかったんだろうと。そこに、さらに寄附という形で、ばた餅的な要素はありますけれども、そこがうまくかみ合っているのかという印象を持っていたところでございます。

先ほど来から出ている物価高騰対策については、例えば、もう去年の補正予算や国の当初予

算でも、今、随時執行されている状況でございますので、そここのところの影響をよく見ていただきたいと思います。あと、県でもキャッシュレスポイントの付与を夏にやるということで、ああいふものとまさにかぶってもしようがないというところがありますので、そういった役割をしっかり分けながら、今後も物価高の状況については注視しながら、いろいろ検討していただけたらと思います。

まずは、この議案については賛成させていただくという次第でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） 私のほうからも賛意を表したいのですが、保育料の経済負担軽減や福祉的な市民ニーズを的確に捉えた肉づけ予算として、適切な財政措置がなされたと評価しています。負担の大きいものもありますけれども、財政としても御英断されたのかということでございます。

そして、新日本建設こども基金の運用に当たっては、ほかの委員からも御意見がございましたけれども、運用益が安定的に確実に出るように取り組まれ、子供たちへの還元が十分にできるようにしていただきたい、御配慮いただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。野本委員。

○委員（野本信正君） 選挙後の市長の初めての予算ですので、選挙中に市民といろいろ接触して、市民生活の実態をつかんでいたと思われるのに、残念ながら物価高騰対策がきちっとされていないということは残念なことだと思います。反対はしませんけれども、そういう意見だけ述べておきます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでございました。

[財政局入替え]

議案第69号審査

○委員長（岩井雅夫君） 次の議案に移る前に、委員の皆様申し上げます。

賛否表明、意見要望については、質疑終了後に時間を設けますので、その際に御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、議案第69号・千葉市市税条例の一部改正に係る専決処分についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。税務部長。

○税務部長 税務部でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

財政局説明資料の3ページを御覧ください。

議案第69号・千葉市市税条例の一部改正に係る専決処分について説明させていただきます。

初めに、1の趣旨ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律により、地方税法等が改正され、軽自動車税種別割の新たな税率区分が設定されたことから、専決処分により市税条例の改正を行ったものです。

次に、2の専決処分を行った理由ですが、改正法の公布日が令和7年3月31日であったことから、市税条例の改正には時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項に基づき、やむなく同日の専決処分により対応したものでございます。

続いて、3の改正内容でございます。

アの地方税法の改正内容ですが、大気環境保護と国際基準調和の観点から導入される新たな排ガス規制に適合した、最高出力を50cc相当である4.0キロワット以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車について、軽自動車税種別割の新たな区分が設定されまして、その標準税率を既存の50cc以下の原動機付自転車と同じく年2,000円とすることとされました。

イの市税条例の改正内容ですが、この地方税法の改正に合わせ、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る軽自動車税種別割の税率について、既存の他の区分と同様に標準税率を採用し、年2,000円とすることといたしました。

4ページ以降は、条例の改正文でございます。後ほど御確認をお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 御質疑がありましたらお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） それでは一括でお願いいたします。ざっくり3点ほどでございます。

まず、そもそもあまり詳しくない方にとっては分かりづらいので、従前はこれはどうなっていたのが、今回の改正によってどうなったのか、市民の方にも分かるような形で説明していただきたいと思います。

2点目は、表などを見ますと、同じ排気量でも出力や使用目的が異なる車両が同一の税率で扱われるということなのか、利用実態に即した課税がなされていないのではないのか。また、例えば、電動モビリティや環境性能に配慮した車両が優遇されるのか、その一方で、旧式車両には重課が課されてしまうのか、そのような構造なのかという印象を与えております。

そういった意味で、課税の公平性がこれで損なわれないのかといった懸念も考えられないかと思いますが、その点についてどうお考えか、お示ください。

3点目です。新たな区分導入に伴って、減免申請書の様式の変更や、マイナンバーカードの免許情報の提示の対応の仕方等、事務手続上いろいろと煩雑にならないかどうか、それを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 では、まず1点目の従前はどうなっているのか、今回の改正によってどのようになったのかについてですが、今年11月以降は総排気量50cc以下のいわゆる原動機付自転車に対して、新たな排ガス規制が適用されることとなりました。

しかし、二輪車業界からは、新しい排ガス基準をクリアする原動機付自転車の開発は困難であり、開発費用に見合う事業性が見通しが立たないとの意見が出され、11月以降、原付免許で

乗れる原動機付自転車の生産ができなくなることとなりました。

原動機付自転車は通勤、買物、仕事と多岐にわたり利用される生活に密着した車両でございます。

そこで、二輪車業界などから、50 c c を超えて125 c c 以下のクラスのバイクの最高出力を制御して、現行の原動機付自転車と同程度に性能を抑えた二輪車を造るので、新基準原付として区分してほしいとの要望が出されました。この業界団体からの要望に応える形で、道路交通法等が改正され、新基準原動機付自転車の区分がつけられ、従来の原付免許で運転することも可能となりました。

走行ルールについても、時速30キロメートル以下、2人乗り禁止、2段階右折となり、現行の原動機付自転車と同様であることなどから、新基準原動機付自転車の軽自動車税の税率区分については、従来の原動機付自転車と同様に2,000円、標識の色も白色となります。なお、今現在使用している原動機付自転車は引き続き乗ることが可能でございます。

次に、2点目ですが、まず重課についてですけれども、三輪以上の軽自動車の場合、重課が適用されますが、二輪車については適用されない仕組みとなっております。

次に、二輪車は道路交通法と道路運送車両法により法的に区分されておりますが、税額が同額の2,000円となっている区分もございます。新基準原付バイクについては、現行原付バイクと同程度に性能を抑えた二輪車であることから、現行の原付バイクと同じ税率となったものですが、いずれも国が定めたものに準拠しており、国において、環境や安全性等の面について配慮した上で決定しているものと推察しております。

最後の御質問につきまして、手続関係のことですが、今回の改正は、軽自動車税の区分が新たに追加されたものであり、減免申請やマイナンバーカードの提示等の具体的な事務手続においては従来と変わりませんので、市民の皆様の手続などが煩雑になるものではございません。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。

簡単な説明で分かったのですが、はっきり言えば背景がかなりある議案だとよく分かりました。最後のところは非常に簡潔で、よく分かりやすく、ありがとうございます。

以上で結構です。ありがとうございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願いいたします。

先ほど詳しく説明していただきました。それで、区分ごとに今の対象台数というのはどのくらいあるのか、お示しいただけますか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 令和6年度の課税台数となりますが、50 c c 以下または定格出力が0.6キロワット以下は2万6,145台、50 c c 超90 c c 以下または定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下は1,786台、90 c c 超125 c c 以下または定格出力が0.8キロワット超は1万214台となります。

なお、今回新たに追加となる125 c c 以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の区分についてですが、販売は秋以降の予定となっており、令和7年度の課税はされません。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 今回の見直しによってどのような影響があるのか、教えてください。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 新基準原動機付自転車は11月以降製造販売が始まることとなりますが、軽自動車税種別割は現行の50cc原動機付自転車と同額の2,000円となりますので、税額自体に影響は出ません。また、現行の50cc原動機付自転車を使用されている方は引き続き使用することが可能でございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 環境基準に合っていないなくても、この50ccの原付バイクを使用することができるということで確認させていただいてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答なのですが、1点だけ。

先ほどの説明ですと、国際基準調和とありますけれども、世界の基準とも、この新たな設定というのは合致するものなのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 税制課長。

○税制課長 今回から適用でございます。

今回適用される環境基準というのが、国内第4次環境基準というもので、これはヨーロッパの基準と同じものとなっております。それがかなり厳しいということで、現行の原動機付自転車の製造がもう難しいということでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。大丈夫です、ありがとうございました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。

御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号・千葉市市税条例の一部改正に係る専決処分についてを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第69号は承認されました。

議案第73号審査

○委員長（岩井雅夫君） 次に、議案第73号・千葉市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。税務部長。

○税務部長 税務部でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきま

す。

財政局説明資料の6ページを御覧ください。

議案第73号・千葉市市税条例の一部改正について説明させていただきます。

初めに、1の趣旨ですが、令和7年度税制改正による特定親族特別控除の創設に伴い、所要の改正を行うほか、規定を整備するものでございます。

次に、2の改正内容ですが、まず（1）の19歳以上23歳未満の子らに関する特定親族特別控除の創設でございます。

アの地方税法の改正内容ですが、就業調整対策の観点から、大学生年代の19歳以上23歳未満の子らにつきまして、合計所得95万円まで、給与収入で言いますと160万円までの控除額を特定扶養控除と同額の45万円とし、合計所得が95万円を超えた場合でも、控除額を段階的に低減させて控除する仕組みである特定親族特別控除が新たに創設されました。

イの市税条例の改正案ですが、公的年金等に係る所得のみの者が各種の控除を受けようとする場合は、個人市民税の申告書の提出が必要であり、その項目の中に特定親族特別控除が加わったことから、所要の改正を行うものでございます。

ウの施行期日は令和8年1月1日といたします。

次に、2の引用条項の項ずれ等に伴う規定の整備でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正、所得税法の一部改正及び地方税法の一部改正による項ずれ等を受け、市税条例において規定の整備を図るものでございます。

施行日は、ア及びウについては公布の日、イについては公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日といたします。

8ページ以降は、条例の改正文でございます。後ほど御確認いただければと思います。

説明は、以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 御質疑等がありましたらお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一括でお願いいたします。実質、1個だけでございます。

国のほうでもんでこういった新しい制度を作られたという対応でございますので、内容の是非ではないという感じではあります。都市部の経済にはプラスになるのかと思いながらも、少し気になるのは、若い人が働いてくれて都市部が有利なのかと思ったら、下のほうに令和8年度本市影響額見込みマイナス2,000万円と小さく書いてありますけれども、内容というか、そこら辺を教えていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 影響額2,000万円につきましては、本市の令和8年度住民税収入の減少額の試算でございます。

国が示した令和7年度税制改正地方税関係による増減収見込額によれば、全国で50億円の減収と見ていることから、これに千葉市の人口等を考慮いたしますと、その影響額は2,000万円程度になると推察しております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 算出の仕方がよく分かりました。ありがとうございます。これで結

構です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。田畑委員。

○委員（田畑直子君） 一問一答でお願いいたします。

影響額の根拠であるというのは理解したところですが、なかなか難しいのかと思うのですが、この特定親族特別控除によって対象となる市民の数の想定はどのようになっているか、お聞かせください。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 特定親族特別控除の対象となる方は、税法上の控除対象扶養親族ではないことが条件であるため、現時点では申告等による課税資料により把握することができず、適用人数をお示しすることが難しい状況にあります。

人数につきましては、令和8年度になって課税された段階で把握することが可能となります。以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） ありがとうございます。

影響額の2,000万円ですけれども、国の制度を十分理解していないところでお聞きするのも恐縮なのですが、これについては本市にとって少なからずの減収になってしまうのですけれども、これは国からの何か国税措置が、交付金のような感じで、何か補填のようなものはあるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 税制課長。

○税制課長 税制課でございます。

まず、与党の税制改正大綱で、デフレからの脱却局面に鑑みまして、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が低額であることに対して、物価調整を行うものであるということを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理すると示されております。よって、特段の補填措置は行われないと認識しております。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） ありがとうございます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願いいたします。

特定親族特別控除の創設された背景について少し詳しくお示しいただけますでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 子供などの被扶養者は、年末頃から働き控えをいたしまして、親の扶養でいられるようにしているという、いわゆる103万円の壁問題が議論されておりました。

令和7年度の税制改正においては、就業調整対策の観点から、大学生年代の子などの働きやすさの向上、企業の人手不足問題への対策として、まず子供の年収制限を広げて、親が特定扶養控除を受けやすくいたしました。

次に、子供が年収制限を超過してしまい、親が特定扶養控除を受けられなくなった場合でも、子供の年収額に応じて控除が受けられるよう、新たな仕組みが作られました。これが特定親族特別控除の創設に至る背景となっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） この対象者への周知はどのように行われるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 国などの年末調整や確定申告の案内と歩調を合わせ、市民税の申告書を送付する際に案内文書を同封するほか、ホームページや市政だよりなどの様々な媒体を通じ、広く周知してまいります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 特定親族特別控除だけでなく、条例を見ますと、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額というのが出ていますけれども、これについてお示しいただけますでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 税制課長。

○税制課長 税制課でございます。

特定マンションに係る区分所有に対して課する固定資産税の減額ですけれども、現行制度ですと、大規模マンションの修繕を行った固定資産税の税額の減額措置というのは、それぞれの区分所有者が必要書類を添付して申告書の提出をした場合に適用される場合は減額されるという流れになっておりました。

そうすると、なかなかこの減額が進まないということもありまして、これの見直しを行いました。例えばですけれども、マンションの管理組合の管理者から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合であっても当該減額措置を適用することができるように地方税法が改正されたものでございます。よって、法律が改正されましたので、市税条例としては削除したということになります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

これは世帯別だと思うのですが、この年齢に該当するお子さんが何人かいた場合にも、この金額になるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 そのとおりでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） そうですか。分かりました。

あと、必要書類ですけれども、先ほどの御説明ですと、対象のところに送っていただけるような御答弁がございましたが、もう一度伺いたいのですが、何世帯分ぐらいになるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 世帯ですけれども、特定親族特別控除の対象となる方というのが、税法上の控除対象扶養親族ではないことが条件になっておりまして、現時点で申告等の課税資料で把握する

ことができないものですから、何世帯かというのを把握するのが難しく、お示しすることが難しい状況でございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

それはそれで致し方ないと思いますが、先ほどプッシュ型で何か送っていただけるようなお話もあったので、それで確認はできているのかと思っていましたが。

○委員長（岩井雅夫君） 財政課長。

○財政課長 財政課でございます。

市として行うものであれば市民税の申告書、これをお送りする方の中に、要は特定親族特別控除に該当する、しないにかかわらず、全てその部分の内容が記載されたものをお送りするということになります。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答です。

お聞きしたいのですが、先ほど固定資産税の区分所有のことを言われましたでしょう。これは何がこの質問と関係あるのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 税制課長。

○税制課長 御質問いただいたものが資料10ページの、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額、このところが改正前から改正後は削らなくなってまいりますので、この質問を委員からお受けしたということになります。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 次、行きます。

所得税との関係ですが、所得税も同じような改正をやっているのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 税制課長。

○税制課長 税制課でございます。

特定親族特別控除の内容については所得税に全く準じております。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 準じているというのは、所得税とどこが違うのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 特定親族特別控除につきましては、所得税も住民税も全く同じでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） ではなくて、普通、所得税の所得の計算の例によるという規定があるわけですね。ただ、全く同じということはないのではないですか。控除額が違うのではないですか。全く同じですか。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 控除額は45万円で、所得が123万円を超えますと、階段状に減額していくというところも同じでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） よく分からないから教えてもらいたいのですが、特定親族特別控除というのは、所得税も同じような制度があるのですが、国税と地方税では、この額の違いというのはあるのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 税制課長。

○税制課長 税制課でございます。

この特定親族特別控除の段階というのは、所得としては58万円を超えると、特定親族特別控除の対象が始まっていくのですけれども、この段階は国税も住民税も同じものとなっております。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 全く同じでも、こういう制度も地方税に同じ制度を取り入れるからということで、いわゆる所得税失格者がいるということもありますか。どうなのですか。所得税の計算の例でやれば、所得税のをそのまま持ってきてしまえばいいわけでしょう。ところが、所得税失格者がいるから、こういう制度を地方税法に設けたということなのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 税制課長。

○税制課長 非課税基準ラインというものを踏まえまして、親族控除の枠組みを作っていたということになりますので、それが所得税と同じようになっています。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうではなくて、所得税と全く同じなら所得税の計算例によりますけれども、ところが所得税がかからないのがあるから、所得税失格者に対しては住民税を独自に課税しなければいけない、だから、地方税ではこういう規定をあえて条例で設けたということで理解してよろしいのですかという質問です。

○委員長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長 今回の条例は金額を定めているものではなくて、これを申告する手続を定めたものでございます。ですので、こういう控除を受ける場合については、我々、市役所のほうに申告してくださいと、その手続を定めたものでございますので、その辺は御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 所得税と全く計算が同じなら、こんな制度を設ける必要はないのではないですかと言っているわけです。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 地方税法のほうに規定がございまして、条例のほうは今御説明したとおり手続関係についての条例の規定ということでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 要するに、所得税には源泉徴収という制度があるわけです。ところが、それが地方税に来ると特別徴収になるわけです。言葉が違います。

なぜそのような制度を設けてあるかという、所得税失格者が出てくると、所得税の計算に行かないで、独自で地方税を計算しなければいけないわけです。だから地方税も独自にそのような制度を規定しておく必要がありませんかということです。

○委員長（岩井雅夫君） 税務部長。

○税務部長 そのとおりではないかと。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 分かりました。了解しました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 先ほど、米持委員のほうから私の質問がおかしいのではないかということがありましたけれども、千葉市条例の一部を改正する条例の条文をしっかりと読んでいただければ、この削除の部分が出てきているので、そこを説明していただくことを質問いたしましたので、議案に関係ない質問ではないと思います。

それで、賛否についてですけれども、大学生の収入がたくさんになって、123万円まで働けることになって、恩恵を受ける方は増えるということで、それについては反対するものではないのですけれども、やはり大学生の本分というのは勉強することですので、アルバイトを毎日しなければならないような状況というのは、私は解消されなければいけないと思います。ぜひ大学生への学費半減や半額など、国にもう少し大学生への支援を強めるように要望していただきたいということで意見を申し上げておきます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 今できる限りの対策としては賛同をさせていただきたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 先ほど、10ページのところの話については、私も、資料の作り方がどうなのかという気持ちで前から見ておりました。議案そのものの内容については、国で一定の民意に基づいて進められてきたことですので、粛々としっかり問題ないように進めていただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。賛成でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） 基本的にはこれは地方税法の改正ですので、反対する理由がありませんので、賛成させていただきます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第73号・千葉市市税条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでございました。

[財政局入替え]

議案第70号審査

○委員長（岩井雅夫君） 次に、議案第70号・千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約に関する議決事件の一部変更の専決処分についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。資産経営部長。

○資産経営部長 資産経営部でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

では、議案第70号について御説明いたします。財政局議案説明資料の12ページをお願いいたします。

まず1、趣旨ですが、当該工事につきまして、インフレスライド条項の適用や地中埋設物の撤去、工事間流用土の受入れにより、契約金額の変更が必要になったことから、専決処分により変更契約の締結を行ったものでございます。なお、予算については、令和7年第1回定例会で承認をいただいております。

2、専決処分を行った理由ですが、契約金額が3億円以上の工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約になりますが、当該工事の工期が令和7年4月30日までであり、工期の到来前に契約を変更する必要があったことから、令和7年3月19日に専決処分により対応したものでございます。

3、工事請負契約は記載のとおりでございます。

4、契約金額ですが、変更前の273億5,725万4,000円を274億2,019万2,000円に変更したものでございます。

5、変更内容ですが、まず、（1）インフレスライドについては、物価上昇に伴うインフレスライド条項の適用により、6,810万1,000円の増額。（2）地中埋設物の撤去については、外構工事においてアスファルト等埋設物が発見されたため、撤去費として1,179万4,000円の増額。なお、補正時の見込み量よりも確定量が減少したため、補正予算額よりも約190万円増額幅が減少しております。（3）工事間流用土の受入れについては、旧庁舎跡地の埋め戻しにおいて、他の公共工事の発生土受入れにより土砂の購入量が減少したため、1,695万7,000円の減額、合計で6,293万8,000円の増額でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 御質疑がありましたらお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） それでは、一括でお願いいたします。

この議案第70号は専決でもう既にというところもあるのですが、この議案についてはもう現契約から5回目でしょうか、契約の変更が続いており、少し特殊性があるかというところを思っています。変更が重なってきた経緯について、どのように当局として総括しているかどうか、本事案の特殊性なのか、背景に特殊な状況があるのかという、その辺も含めて御説明いただきたいと思います。これが1点目です。

2点目は、今回は何といたってもインフレスライド条項の適用というのが6,800万円、どんと出てきてというところがあります。これはほかの議案でも物すごく出てきています。ただ、個別の議案についてはもちろん所管の委員会のほうで検討されることであると思うのですが、インフレスライド条項の適用だけでかなり積み上がっている、億単位ぐらいに積み上がっているのではないかと思います。財政としては、当局としてはそこら辺をどのように認識されている

のか確認させていただきたいと思います。御自身のところでもこういうのが出てきたということもありますので。これは2点目でございます。

このインフレスライド条項は最後ですけれども、そもそも当初予算の策定で一生懸命デリケートに組んでいるわけです。結局は一般財源や市債の発行などから引っ張ってこななければいけなくなってしまうだろうと思いますので、その後、一生懸命デリケートに管理しているところが後で結局払わなければいけなくなってしまうというか、余儀なくされる、そのような制度と私は理解しているものですから、非常に財政にとって、作り方にとってあまりよい影響ではないというか、そこら辺をどのように認識されているかも併せてお聞かせ願えたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長 1点目の経緯等につきましては、後ほど所管のほうから御説明させていただきます。

2点目の今回のインフレスライドの関係でございますが、委員御指摘のとおり、今回の議案で御提案させていただいたものがほかにもございまして、合わせますと今回3億円程度です。それから、昨年度などでも議案に含まないものも含めると20億円程度ということで、かなり大きなインフレスライド、あるいは全体スライド、こういったものの影響が出ております。これにつきまして、財源として市債等を充てますので、影響が大きいとは思ってございます。

このインフレスライド等ですけれども、現在の建設物価の動向等を踏まえますと、今後もこういったものが出てくるのではないかと考えてございまして、そうすると市債の発行も増えます。財政の健全性を維持する上では、そういった将来負担に配慮した財政運営が必要だと考えている中で、このインフレスライドへの対応というのは慎重にしていかなければなりません。

このような状況が今後も増えることを踏まえますと、各年度の予算編成におきまして、事業費の精査や事業費利用の調整など、こういった状況を踏まえた上で、適正な市債発行規模になるように努めていく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 1点目の新庁舎整備工事について、5回目の契約変更ということで、それについての総括ということでございますけれども、半世紀に1度の大型プロジェクトであるということで、事業期間も平成31年から約6年という長期にわたったものでございまして、さらにその間、物価高騰といった経済社会情勢の変化や、国の法令改正によってアスベストの処理が追加になったことや、工事の最終工程になりまして地下埋設物が発見されて撤去が必要になったことなど、予期できなかった対応が必要になったこともありました。5回の増額変更がそういったことで必要になりましたが、おかげさまでこの建物につきましては、令和5年1月に予定どおり竣工して供用開始することができました。また、外構工事も含めて、この4月に全て無事に工事を完了することができました。

また、事業費につきましても、平成29年度に方針決定した際は、概算工事費294億円と考えていたわけですが、これにつきましては最終的に274億円ということで、当初の想定事業費の範囲内で事業を完結できたということで、それなりの増額がありましたけれども、一定

の範囲で収まったのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一括でお願いいたします。

1つは、工期終了が4月になっていますけれども、第1回定例会でインフレスライドについて提案しなかったのはどうしてかということと、新庁舎整備の工事は全部終了したのですが、その終了後、雨漏りなどの不具合が出てきていますけれども、そのほかの不具合は確認されていないのか、2点お伺いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 まず1点目ですけれども、この件につきましては、契約変更するために、まず予算措置が必要でございます。

また、地中埋設物の処理量の確定が2月末ぐらいになると見込まれていたことから、令和7年の第1回定例会におきまして、まず補正予算案を提出させていただいたところでございます。その後、埋設物の確定を受けまして、専決処分で契約変更をさせていただいたものでございます。

次に、不具合の件ですけれども、まず雨漏りと今おっしゃられましたが、高層棟の窓のサッシの一部に不具合がございまして、雨水が窓の内側に漏れ出すという事象が発生しております。それにつきまして、今年の7月下旬頃より改修工事に入ることを予定しております。御迷惑をおかけして大変申し訳ないと思っております。

そのほかの不具合といたしましては、建物の供用直後におきまして、ウェブ会議や携帯電話の電波が届きづらいというような事象がございました。また、委員各位御存じのとおり、令和6年第3回定例会中に議場のマイクにトラブルが発生するということがございまして、これについても大変な御不便と御迷惑をおかけしたと思っております。改めておわび申し上げたいと思います。

以上、サッシの案件以外につきましては既に対応済みという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いします。

このインフレスライドという制度ですが、私は全くの素人で分からないのですけれども、分かりやすく、例えば、物価が幾ら以上になった場合はこうやるという制度など、どのぐらい上げるか等、物価の上昇に並行して上げるという制度なのですか。その辺を教えてください。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 これにつきましては、物価が1年で1%以上上がった場合には、これは国の国土交通省のほうで各地方整備局に対してインフレスライドを今年も適用してやってくださいという通知をいたしまして、それを地方にも国ではこういう対応をいたしますという通知が回りますので、それに基づいて地方のほうでも実施するということになっております。1%を超える場合に適用になりますので、1%を超えた場合であっても、1%分については事業者側が負担するというので、1%を超えた部分を発注者側が負担するという形になっているものです。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、この6,800万円というのは1%を超えた部分と理解していいですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 そのとおりでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 今、千葉市はこれを適用しないということはあるのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 地方公共団体ごとの判断ということになりますけれども、これは千葉市としましては、実際に物価が上がっていつているという状況で、複数年に係る工事等について、最初の時点の物価の形で契約した金額をそのままずっと最後まで維持しますということだと、これは事業者側も大きな負担になりまして、その分、下請や働いている方にしわ寄せが行くということが考えられますので、国のほうで適用する場合においては千葉市も適用するという考え方でおります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） これは国のほうでも、種別関係なく一律に適用するという制度なのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 工事について、そういった形で対応しているものでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） でも、自治体は、どうしても自治体の財源の都合でそれを適用したくないということはあるのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 自治体の財源の都合というのがございますけれども、これは本来、例えば、2年目、3年目以降にその残りの分を契約したらそのぐらいの金額になったというようなものですので、これについて財源等いろいろ苦勞する部分はありますけれども、これは民間の事業者のほうに負担をしわ寄せするということは、今申し上げましたように、やはり最終的には下請や労働者にしわ寄せがいくということになりますので、そういったことは避けるべきであろうと考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） そうすると、自治体とうまく示し合わせて、いわゆる談合のような形でそれを組むことは十分可能ですよね。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 最初に契約した金額に基づいて、そこから物価上昇分の割合を掛けて出すという形になりますので、自治体と事業者が裏で組んでという、そういったようなことはあり得ないということでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 最初の入札を低くして、物件の契約を取るわけですよね。その後、5

回ぐらいにして徐々に上げていくということは、今回のような場合はできるのではないですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 何%物価が上がっているというのは、その工種や資材ごとに細かく割合が決まってきますので、それを最初の契約の金額に対してその割合をかけるということになりますので、最初だけ低くして、2回目以降から突然ぼんと上げてしまうというようなことはできない制度になってございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） これ以上は執行権の範囲内ですから、なかなか私も口を出せませんが、いやに追加工事が多いのではないかとということになると、不信を感じるようなところはうまくやったのではないかと、不信に感じることはありますので、その辺は公正に、素人に分かりやすく、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 一括で結構です。

地中埋設物の撤去ということで1,100万円追加になっているのですけれども、内容を見ますとアスファルト等の埋設物が発見されたということです。このアスファルト等というのは、ここを埋立てたときにもう地中に埋まっていたのかどうか。それを確認したい。

もしそのときに埋まっていたのであれば、埋立て工事をした業者が、この間も江戸川区のほうでアセチレンが50センチの地下に埋まっていて大爆発したということがあったので、当時の施工業者にこの辺は請求ができないものか。もし、その後に埋まっていたということであれば、旧庁舎は竣工したのが1970年です。55年前の施工業者は同じ大成建設ですよ。だから、あなたたちが旧庁舎を造ったときに埋めてしまったのではないのかということで、大成建設にそのような話をしたのかどうか、その辺を詳しく、この埋設物に関して教えていただけますか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 今回発見された埋設物は、道路形態のものでございました。道路というか、通路というか、実際に道路という形で過去にあったことはないので通路なのですから、そのようなアスファルトでございました。

それが、旧庁舎があった端のところから、昔の市民駐車場の千葉銀行のほうに向かって通路形態のものがあったというものですので、埋立てのときのものではないということになります。それを、旧庁舎を造ったときにどうしたのかということにつきましては、随分前の話ですので、詳細については分からないわけですが、当時、庁舎を建てる部分については、当然その部分は撤去したということになりますが、市民駐車場として残した部分については、特にそのままその上に市民駐車場の舗装をしても支障がないという判断があって、恐らくそのまま埋め殺しにしたということかと思います。

ただ、今回の新しい駐車場につきましては、従前の駐車場よりも少し舗装の厚みを持たせることになりまして、その分その下にあった通路上のものとぶつかるということになりましたので、それは今回撤去するということにしました。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 分かったようで分からないようではありますが、要は、以前は埋まって

いてもしょうがないということで、埋めたままにしていたということですね。今回は舗装をかけるので支障があるといっても、アスファルトだから、別にその上に舗装をかけてしまっても、私は素人ながらにいいのではないかと。柔らかいものであればあれですけども、堅いものが埋まっていればいいのではないかと思うのですが、そうするわけにはいかなかったのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

今回、掘削するに当たって、埋設物が出てきたのが掘って40センチぐらいのところだったのですけれども、今後、新たに舗装するに当たって、より厚みがある50センチ以上の表層を造る必要がありましたので、掘削したところです。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 3回目になってしまうので。埋まっていたアスファルトは全部掘り出して、今のこの庁舎の地下には不純物は埋まっていないという解釈でよろしいですか。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

今回見つかった埋設物については全て処分済みでございます。

ただ、旧庁舎の跡地のところには、見た目では分からないのですけれども、雨水貯留槽が地下にありますので、その下には旧庁舎の杭を使って支えるということで、有用物として活用しているものがございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。野本委員。

○委員（野本信正君） 一問一答です。

ただいま説明がありましたのは、インフレスライド条項の適用によって6,200何がし万円が加算されるということですが、新庁舎整備工事に係る工事契約の中でのインフレスライド条項による加算というのはこれが初めてですか、それともほかにもあって、あるとすれば合計幾らになるのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 新庁舎工事につきまして、スライドは今回が3回目になります。合計いたしまして、スライドで金額を4億7,600万円増額した形になってございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） そうしますと、当初の工事金額と、これを加算した額というのが総額になるわけですが、総額は今何億円から何億円になったのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 スライド条項以外も含めてということかと思いますが、最初に契約した平成31年3月におきましては249億4,300万円でございます。それが今回の変更後にございます274億2,019万2,000円になったということでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） インフレスライド条項ということの規則については、米持委員への説明で分かったのですけれども、こういうことはあるのだと思います。結果的に4億7,000万円、

新庁舎工事に費用が余計かかったということで、ざっくばらんに言えばそうだと思うのですが、この負担は千葉市だけでするのですか。聞くところによれば、国庫補助対象事業であれば国がその何割かは負担することになっているようですけれども、新庁舎の場合は国庫負担はないのですか。千葉市だけで出すのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

新庁舎整備事業については、国の補助ではなく市でやっている事業でございますので、財源については市で見るということになります。ただし、市債については交付税措置のある市債を活用するということで、これまで行ってきたところでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 分かりました。国庫補助事業ではないと全額市の負担になるということで、残念ながら市がこれだけ余計に持ち出さなければいけなくなってしまったということです。

物価上昇は今後止まるのかどうかというと、分からない。この状況だとまだ上がるかもしれません。そうすると、千葉市の新庁舎工事というのは、当初に比べてまた増えてしまう心配もあるということを懸念していますが、今後、物価スライド条項に該当するような工事案件というのは、新庁舎整備ではありそうなのか、なさそうなのか、その辺の見通しについて伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 新庁舎整備工事につきましては、この4月に全て工事を竣工いたしまして、今回が最終の契約変更という形になりますので、今後増えるということはありません。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） 資産経営部長から、もうこれ以上はないという話を聞いたので、今度出てきたら違うではないかということになるので、そこだけははっきり確認させていただくと同時に、我々も新庁舎の大きな予算を考えたときに、どんどん増えていくことがあっては困ると思っておりました。

以前はこのような工事をやると、外構工事などがプラスでどんどん増えていくということとはよくありました。でも、今回は物価スライド条項ということなので、避けて通れないことだと思うのですが、これ以上工事費が加算しないようにやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

まず、地中埋設物の撤去で、先ほどの御説明ですと、少し厚めにしたとおっしゃいました。だからこそ下に埋まっていたものを撤去したと伺ったのですが、そもそも今までよりもアスファルトの部分を厚めにしなければならない事情、理由というのはどのようなものがあつたのか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

総合防災拠点ということで庁舎の新築をしておりますので、緊急時、非常時等に非常に大きい車両が入った場合にも耐えられる路盤を形成する必要があつたから、そのような対応をした

ところでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

それでは、大型の緊急車両がどの範囲まで入れるかというのは、私たちも見て分かるのでしょうか。部分的なのか、それとも全面的なのか、それとも前のほうで厚みを持たせていない駐車場の部分も大丈夫なのか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

今回整備工事としてやった範囲内においては、主に駐車場になりますが、そこは全域そういった重い車両が来ても駐車することは可能でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） すみません。聞き漏れてしまったので。全域でよろしいのですね。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

今回、新庁舎を整備工事した範囲については、全域を緊急車両も入れるように整備をしておりますので、入れないというところはありません。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

防災拠点にもなっておりますし、自衛隊の大型車両や、私たちが見たこともないような国の車ももしかしたら入ってくるかもしれないので、その意味で了解いたしました。

それともう一つですが、3番目ですけれども、土の受入れでこれがマイナスになっておりますけれども、そもそもは幾らで契約していたのか伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

ここの購入土砂量だけでという契約は、デザインビルドでございますのでないのですが、今回は受入れによって土砂を買ったり、採掘場から運搬してくる等の経費として、1,695万7,000円が減少したというところでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 御説明ですと、全体的な工事料を全体で契約していたのだけれども、これだけマイナスになりましたと。もともと、例えば、2トン車や10トン車が何台分と想定していたのに、減ったからこれだけになったとか、何か分かりやすいものはないのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 管財課長。

○管財課長 管財課でございます。

何トン車何台分というところはすぐお答えできないのですが、今回の対応において、約5,900立米の土を受け入れております。その分5,900立米買わなくて済んだというものでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。了解いたしました。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら、御発言をお願いします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。

先ほど来から出ているインフレスライド条項の適用については、うちだけの問題ではないとか全国的な問題だと思います。市長も一生懸命国のほうにもいろいろ要望活動もされていると聞いておりますので。

ただ、適用されやすい工事といったものも経験値が積み重なってきて、いろいろな地方自治体の中で知恵が研究されつつあるのかということもありますので、そこをしっかりと注視するというか、いろいろな研究成果などを受けて今後の対応もぜひとも検討していただきたいと思います。

議案そのものにつきましては、これは承認せざるを得ないと言ったら変ですけども、しっかりやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） 専決については了承したところです。

各委員から質問がありまして、やはりインフレスライド等の財政への影響が大きいということも十分理解したところです。

この市庁舎については、概算工事費が方針決定時よりは20億円の減少となっており、5回の契約変更によって増額したものの、財政への大きな影響は避けることができたと認識しておりますけれども、本市は今後も大規模施設の建設なども続くことから、市債の発行など、局長からもお話があったように、財政負担の増加の懸念がされますことから、やはりなお一層財政の健全性には担保しつつ、今後も契約等に従事されたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。安喰委員。

○委員（安喰初美君） インフレスライド条項については、やはりこの物価高騰の中で必要なものだと思いますので、この専決については了承するものですが、先ほど御説明の中で市庁舎が総合防災拠点になるということで市民駐車場なども厚みを持たせるといようなことも御説明していただいて、防災拠点としての役割をしっかりと果たしてもらえようものに作り上げてもらったということは評価したいと思いますけれども、雨漏りなどについての不具合が出ておりますので、それについては事業者の責任で直してもらうということですが、職員の皆さん、たくさんお仕事されていますので、快適な環境でお仕事ができるようになるべく早く対応していただけるように要望して、意見を終わります。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） 先ほど来、新庁舎が防災拠点というお話を伺っておりますけれども、聞くところによると、国道側のほうはもしかすると処分するといようなお話を聞いておりま

す。

そうなりますと、大型車両が入ってこれなくなってしまうのではないかと懸念しますので、大型車両が入ってこれるような形で国道側を処分したとしても、ほかから入ってこられるようなことも視野に入れながら事を進めていただきたいと要望して、この議案に対しては賛意を表させていただきたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。野本委員。

○委員（野本信正君） 今の中島委員の発言ですが、市のほうは、残りの土地を民間に貸して活用するようなことを言っていますが、よく米持委員が言っていましたが、美浜区のほうなどはもう公共用地がなくなると。そのようなものをなくしてはいけないと、有効に市が使えると言っていたことを私はよく覚えております。

せっかくの宮内元市長が確保したこの土地を、民間に軽々に渡すようなことをしないで、市が有効に使うという立場をしっかりと持っていくべきだということを、今の意見について少し反論する意味で申し上げておきます。大型道路の通行だけではないですよ。市がきちんとあれを使って有効に市民のために活用すべきだということは申し上げておきます。

以上。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 少し質問してもいいですか。処分するという話を聞いていないですけれども。（「それは話が大きくなってしまいうから」と呼ぶ者あり）それはどうなのですか。

（「私が勝手に思っているんです」と呼ぶ者あり）勝手に思っている、では、中島さんと談合しているということですか、それは違うか。それはどうなのですか。そのような計画はありますか。

○委員長（岩井雅夫君） これは議案とは関係ないので。米持委員。

○委員（米持克彦君） 関係ないけれども、あなた、これは重大なことですよ。（「議会というのは広く議論するんです」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 処分ということについては考えておりません。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 了解しました。

○委員長（岩井雅夫君） それでは、御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第70号・千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約に関する議決事件の一部変更の専決処分については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第70号は原案のとおり承認されました。ここでお諮りいたします。

あと議案が2つあるのですが、少し休憩を入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、審査の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開は13時でお願いいたします。

午前11時57分休憩

午後 1 時 0 分開議

○委員長（岩井雅夫君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

議案第89号審査

○委員長（岩井雅夫君） 次に、議案第89号・千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事に係る工事請負契約について議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。資産経営部長。

○資産経営部長 資産経営部でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

では、議案第89号について説明いたします。財政局議案説明資料の13ページをお願いいたします。

1、趣旨ですが、当該工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

2の工事請負契約の概要につきましては記載のとおりですが、（4）施設概要のイ、延べ床面積は改修前の5万1,801平方メートルから、改修後は3万2,832平方メートルへおよそ1万9,000平方メートル減少となり、エ、階数は地上10階建てが4階建てとなります。

3の契約方法ですが、E C I方式により進めてまいりましたので、実施設計段階での技術協力者との随意契約となります。

4の契約金額は、210億9,657万円でございます。

5の工期は、今定例会で承認をいただけた場合には、その翌日から令和10年1月31日までとなります。

14ページをお願いいたします。

6の請負者は大成建設株式会社千葉支店でございます。

7の公募型プロポーザルによる技術協力者の選定ですが、実施設計段階で、施工者の技術協力を得るため、令和5年9月に簡易公募型プロポーザルにより技術協力者を公募し、選定委員会において実績、技術提案及び価格の観点で審査の結果、建築工事やE C I方式による技術協力業務の実績を有していることなどから、大成建設株式会社千葉支店を最優秀提案事業者として選定したもので、技術協力業務は令和6年2月から開始しております。

8の請負者決定までの手続及び9の今後の予定は記載のとおりで、令和10年4月に供用開始の予定でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 御質疑がありましたらお願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） それでは、一括でお願いいたします。

これは以前も別の議案ときに何か説明したかもしれませんが、本題なので今回のこの減築工事になったという経緯を改めて再確認させていただきたいと思います。これが1点目です。

2点目ですが、E C I方式を使うと随意契約になるというような趣旨の説明だったと思いますので、そこは了承いたしましたけれども、午前中の議案のときにもインフレスライド条項の適用のことが話題になりました。今回もかなり長期間の工期が予定されているというところで、今の流れだとこれもそういったインフレスライド条項の適用がかなりの確率で見込まれるかというような見通しを持っていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

以上2点です。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 まず1点目でございますけれども、令和3年度に既存の建物を解体して新築する手法と、既存の建物の上層階を解体する、減築して改修するという手法につきまして、工期やコストを比較検討した結果、工期で28か月短くて、コストで約67億円低いということが確認できたことから、減築改修の手法を選択したものです。

次に、2点目のインフレスライド条項の適用についてですけれども、労務費や資材費につきましては、いまだに上昇が続いておりまして、今後の見通しは不透明な状況でございます。また本件工事は3か年にわたる長期工事であることから、今後も労務費、資材費の上昇が続いた場合には、受注者からスライドの協議の申出がある可能性がございます。その際には、スライド額を適正に算定した上で、必要に応じて契約金額の増額をすることが適切であろうと考えているところです。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。

かなりの規模ということも理解いたしました。もっと民間のという気持ちもあるのですが、以前サウンディング調査もされたという結果も記憶にございますので、その件もしっかり踏まえてと思いました。インフレスライドの是非についても理解しました。別にこれは余計な金額ではないので、適正にやっていかなければいけませんので、それは先ほども議論させていただきました。よろしくお願いいたします。

質問については以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願いいたします。

E C I方式になると随意契約になるということなのか、競争入札ではなくて、随意契約にした理由についてお示しいただけますでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 本件工事につきましては、大規模な建築工事を伴うことから、既存の構造体を傷めずに解体作業を行う必要があるなど、難易度が高い工事でございます。このため、E C I方式によりまして、実施設計段階から建設事業者へ技術協力者として参画していただき、そのノウハウを反映して工事を行うために必要な実施設計図書を作成しております。

こういった経緯を踏まえて、的確に工事を実施できるものとしてその技術協力を行った社と随意契約をすることとしているものでございます。

なお、技術協力業務委託の契約に合わせて締結した基本協定書におきまして、公示価格及び工期について、その設計が終わった段階で合意できた場合には工事契約を行うということがそ

こで締結されているというものでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 公募型のプロポーザルを行ったということですが、何社が応募したのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

1社から参加申込書等の提出がございました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 1社ですと、比較検討することができないのではないかと思いますのですが、それについてはどうなのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

公募をした結果、応募した者が1社であったということでございます。応募してきた大成建設につきましては、当初コミュニティセンターを建設した元施工会社であります。また減築工事の施工実績もある会社でございます。

そういったことから、結果的に応募してきた者がこの1社であったと推察しております。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） それでは、大成建設が選ばれたということですが、その事業者がこれまで行ってきた減築工事の実績についてお示しいただけますでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

当該事業者は、白井市役所の庁舎整備事業におきまして、8階建て約9,000平方メートルの庁舎を4階建て約6,000平方メートルに、また四街道市役所の市庁舎整備工事におきまして、5階建て約3,000平方メートルの庁舎を3階建て約2,000平方メートルに減築する工事を実施しております。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 県内の自治体の減築工事もされているということは分かりました。

大規模改修によって、今後何年くらい利用できる施設になっていくのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

公共施設等個別施設計画におきまして、使用目標年度を法定耐用年限の令和6年から50年目であります令和56年としております。再整備後から50年以上利用できることを目指しまして、適正な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 50年ということで、かなり長い間使える施設になるということを理解

しました。

減築後ですけれども、コミュニティセンターの諸室は従前どおり配置されるのか、面積などについても同等になるのか、お示しいただけますでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

千葉公園総合体育館に集約されました体育施設につきましては再整備いたしません、そのほかのコミュニティセンターの諸室につきましては、従前と同様の整備をする計画としております。再整備に当たりまして、利用者の声を踏まえ、防音機能を有した部屋を複数配置するほか、多目的室に料理実習室の機能を集約するなど、利用実態に応じた規模や部屋数の見直しを図り、諸室の合計で、床面積が約3,600平方メートルから約3,200平方メートルに1割強減りますが、より御利用いただきやすい施設となるよう対応していくこととなります。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 今の御説明で、防音機能を有した部屋を配置するということですが、音楽室や工作室というのは、今のコミュニティセンターだと防音機能がなくて外に音が漏れてしまうということがあるのですが、音が出る作業をするようなところについては、防音機能が求められていると思うのですが、防音についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

音楽の演奏や工作など、音の発生を伴う活動を想定する部屋につきましては、外部への音漏れを抑えることにより利用者が周囲を気にせず活動しやすいよう、防音性能を確保する計画としております。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 執務室についてなのですが、外郭団体が配置されるということが言われているのですが、どのような団体がどれくらい入るのか、お示しください。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

入居を予定しております外郭団体等は、国際交流協会、シルバー人材センター、住宅供給公社、観光協会、防災普及公社などでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 質問の最後なのですが、以前はコミュニティの地下にカフェなどがあったのですが、そのようなカフェなど、飲食ができるスペースについて設置は検討されなかったのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

再整備後は公共利用をすることとしておりまして、民間テナントを募集する予定はございま

せん。隣接する本庁舎にコンビニエンスストアやレストランがございますので、そちらを御利用いただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 一問一答でお願いいたします。

金額なのですが、新庁舎のほうが約二百二十数億円、そしてこちらの（「新庁舎は270億円です」と呼ぶ者あり）コミュニティセンターのほうが減築して、面積も少なくして210億円ということです。あまりその差が、減らす割には、減築する割には何かお高いような気もいたしまして、私がネットで見てもたら、結構デザインや設計が随分今までと変わってくるところがあって、それがもしかしたら経費を高くしてしまっているのではないかと思うのですが、それを1点お願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 工事費につきましては、最近の建築市場の状況を踏まえまして、適正に算定したものでございます。また、設計の内容、デザインに関しましても、特段華美なデザインを目指したということはありません。既存の躯体を生かして簡素な形の仕上げで計画しております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） もう情報が出ているのですけれども、なかなかの吹き抜けがあったり、あとは今までにないような、人々が歩いてくつろげる張り出しのようなものなど、今の部分とは違うものも建築されるように思えるのですが、その辺はどうか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 吹き抜けにつきましては、既存の床を解体しまして、最上階から地下1階まで吹き抜けにしまして、建物の真ん中あたりに自然採光が取り入れられるような造りとしております。こちらは従前の中央コミュニティセンターが、1フロア当たりが広い建物でございましたので、フロアの中心あたりで自然採光が取りにくかったため、それを改善しようとするものでございます。

また、人が歩ける場所ということですが、恐らく最上階の屋上の部分のことかと思われますけれども、単純に屋上に出来るような造りにしているというものでありまして、特段コストをそこにかけているというものではございません。

また、もう一点、地下1階にサンクンガーデンと呼んでいるものを設けております。こちらにつきましても、既存の躯体を解体して残した部分をサンクンガーデンとして地下から利用できるように造っているものでございますけれども、特段仕上げにコストをかけるような造りはしておりません。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。

吹き抜けにするということは、かなり工事が、ただ単に5階から10階まで取り除く、それでさえも床が潰れないようにしなければいけないという、それなりの整備といいますか、床が抜

けないようにしていく工事の手法や、吹き抜けにするということで、それもまた大工事になって、本当は吹き抜けにしなければ、採光を取るなどいろいろ御説明をいただいたのですけれども、今までの使い方で遜色ないのではないかと思います。それを採光が取れるようにするというのは、どうしてそこに急に行ってしまったのかも一度伺いたいのと、そのようなことをしますと、経費的にそこに随分かかると思うのです。建て方を、中を吹き抜けにする、しないで、採光を取らない場合と取る場合でその辺の経費がかなり違うと思うのですが、その違いについてを伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

吹き抜けでございますけれども、吹き抜けを設けた場合と設けない場合のコストの比較については、申し訳ございません。それはしておりませんが、当該吹き抜けにつきましては、既存の建物の上のほうを解体するに当たりまして、上のほうで解体したものを下ろすために、工事中に使う吹き抜けでもございまして、工事に必要なものでございますので、合理的にそこを活用して、自然採光を取り入れられる建物にしようとしている計画でございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 私もずぶの素人ですから、こんなことを言ったら何かと思うのですが、現存の建物を上だけ壊すには、床の安全性や、例えば、5階以下が崩れないようにするなどはよく聞くのですが、吹き抜けにしてそれを外に減築した分、はつりした分を外に出していくというのは私は初めて聞きました。逆にそのほうが工事費がかかるし、もう一つは、新たに壁も造らなければいけませんから、吹き抜けにしたらしたでそれっ放しというわけにはいきませんので、その分お金がかかると思うのですが、例えば、吹き抜けがある、ないの対比をさせなかったのはどのような理由ですか。吹き抜けありきでしかやっていなかったというのはよく分からないのですが、もう一度御説明を。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 これにつきましては、最初にその工事について検討する段階で、この場所が同じ街区の中に、すぐ脇にマンションが迫っているというのがございますし、道路側も国道、あるいはモノレールがある通りということで、工事を取る場所が非常に制約されるということがございます。ここの真ん中に工事ヤードを取るような形にすることが、工事を行うに当たって非常に効率的であるというようなお話がありまして、それをそのまま吹き抜けとして利用すると、最初に課長から説明しましたように、今の建物は各フロアが広くて、真ん中あたりは全く外の様子が分からないような建物ですので、その工事のときに使った場所をそのまま吹き抜けとするという方法が、工事を行うに当たって非常にいい方法であるという提案がございまして、それを採用したものでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 私もこんなに何回も言いたくないのですけれども、ずぶの素人がこんなことを言うのも何かと思うのですが、隣にマンションがあり、迷惑をかけないようにしたり、国道や通路等歩道に迷惑をかけないようにと言いますが、ほかの工事でやっているところで壊

す、全面的に壊すところでもできるわけです。何も吹き抜けて造らなくても、壊すための工事というのは幾らでもやっているところがたくさんありますので、そういった意味でそれを選定したというのは少しお金のかかるやり方だったのではないかと思うのですが、千葉市にも、こちらにも少し書いてありますけれども、建設会社のほうがやってきて、千葉市としてV E提案というような、中身を検証しているということはあるのかどうか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

施工予定者のほうから提案された提案について、採否を判断して採用したものでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） そうしますと、提案は提案として受け止めさせていただきますけれども、今後、千葉市の庁内に専門家の方がたくさんいらっしゃいますので、新庁舎がそうであったように、その方々でV Eという形で検証していくということはあるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 今のところそうした予定はしておりませんが、工事の進行に伴い必要なことに関しましては、検討して進めていきたいと考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

経費の面から言いますと、新庁舎が二百七十数億円、こちらを削って210億円とは、その差があまりにも小さくて、しかも床面積からすれば新庁舎のほうがよほど大きいわけですから、そういった意味でシンプル・イズ・ベストというのを私はいつも目指しているのですが、これが庁内でのV Eを的確にやっていただくことを求め……今言うてはいけないか、求めてしまっていたのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） いいですよ。三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 私はそう思います。

それと、もう一つは地下ですが、先ほど地下1階までのお話がありました。地下2階と3階はどうしていくのか。あそこはどのような改修工事になるのか、伺います。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

地下2階は駐車場になります。

地下3階は設備スペースになります。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。

今、私が五、六年前にコミュニティセンターの地下3階にお邪魔したところ、コンクリートというか発泡材のようなものが打ちっ放しで、色も塗っていないで、殺伐としていて、倉庫に使っていたから別にそのままでいいと思ったのですが、3階の部分は改修工事が入るのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 資産経営課でございます。

改修を全くしないわけではありませんが、居室になるわけではございませんので、必要な補

修を行う程度でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） ありがとうございます。

今でも、単なる倉庫に使っている分には何も改修しなくても、もちろん不具合が生じている部分があれば改修したりしていただかなければならないかもしれませんが、その部分がなければ、そこもコスト縮減につなげていただけるのではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、せんだっての代表質疑の中で答弁がありましたけれども、当初82億円で、今回の211億円では、アスベストが5億円、労務費、建材が10%値上がったということですが、この計算がどのようにされているのか、詳しく教えてください。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営課再整備担当課長。

○資産経営課再整備担当課長 アスベストの処理量の増加で5億円が増えたことに加え、最近の建築市場の工事費の上昇を受けまして工事費が増額になったものでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） そうしますと、当初、答弁で82億円とおっしゃっています。今回は211億円かかると。そうしますと、差額は111億円で、5億円を引くと106億円です。106億円も建材費や人件費が上がるとは、かなり、111億円も多くなるのだから2倍以上も上がっているということです。先ほど言ったように設計が、吹き抜けをきれいにするなどをしなければ、111億円も多くなるということは、ずぶの素人ですけれども、考えにくいです。もう一度この辺の、この間の答弁ですと111億円高くなってしまうわけです。5億円を引いて10%の人件費や建材費を抜いてでも111億円増えると私は思うのですが、この中身が一体何なのか、お答えください。

○委員長（岩井雅夫君） 財政局長。

○財政局長 先日、議案質疑で私が答弁させていただいたのですが、多分私の話し方が悪くて聞き取りづらかったと思うのですが、もともと182億円でございます。それが211億円ということで、29億円上がっておりまして、うち5億円がアスベストで、残り24億円は物価高騰で、これを算出した令和5年の9月から10%も物価が上がっていますというお話をさせていただいた次第でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員。

○委員（三瓶輝枝君） 分かりました。イヤホンをつけながらやっていたのですが、私も聞き間違えていたということで、こちらも修正しなければいけないと思いました。ありがとうございました。

それにしても、元値が182億円で、新庁舎が270億円台ですから、これはどう見ても、華美ではないにしても、設計でいろいろとくっつけたり、切った貼ったもしていますから、その分高くなってしまいますので、今後は庁内のV Eの委員会できちんと精査していただいて、コスト縮減に向けて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。米持委員。

○委員（米持克彦君） 一問一答でお願いいたします。

減築大規模修繕工事は、増築をやったほうが安上がりなのではないですか。その辺はどうなのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 現在の建物が、既に都市計画上の容積率をオーバーしている既存不適格という建築物で、なおかつ耐震性が足りないという状況の中で、減築をすることによって建物の重さを軽くして耐震性を確保するというものでございますので、そういった点から、今回は減築の修繕を選択したということでございますから、増築というのは全く考えていなかったという状況でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 素人の一つの疑問です。私も全く素人ですけども、これは少し高過ぎるのではないかと。減築大規模修繕でしょう。だから、減築大規模修繕でありながら、これは新築したほうが早いのではないかという感じはしないでもないです。

今、都市計画法上、法律違反だと、不適合物件だと言われましたけれども、そうだったのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 建築当時は現在の都市計画の容積率ではありませんでしたので、今の建物を建てたのですが、その後の都市計画の容積率が、現状よりも低い形で設定されておりますので、いわゆる既存不適格というものでございます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 千葉市が都市計画上のいろいろを決めますよね。なぜそのようなことで改正をやったのですか。市が自分で自分の不正を認めているということですよ。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 その当時の都市計画の定め方というのが、当時は県が決められているわけですけども、どのような理由でこの場所をそのような容積率にしたのかというのは今は分かりませんが、当時、民間と千葉市が持っている建物がそこにあって、それは適法だけでも、都市計画上、本当はもっと容積的に小さい場所だと。だから、将来的にはそこに合わせてくださいという意味合いでの決定だと考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 全く納得できません。自分で決められるのですよ。自分で決められるのに、自分で造った建物を不適当という、その都市計画がおかしいのではないですか。それをどう思いますか。おたくに言ってもしょうがないけれども。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 当時、様々な道路やいろいろなインフラ関係のこと等から、それが適切な容積率だと判断してそういった決定をしたのだらうと考えております。民間の建物におきましても、既存不適格というのは存在し得るわけですけども、市だからそのようにならないようにというのはできなかったと思っております。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） ここは埋立地ですから、面積を増すことはあるのです。幾ら何でも減らすことはないでしょう。ばかみたいなことはやっていられないですけども、幾らばかでも

そのようなことをやりますか。私はその理由に納得がいきません。

それともう一つは、私がいろいろ利用者、サークルなどの人たちの話を聞いていると、この建物がなくなることによって、会場がなくなってしまうということも聞きます。

なぜこんなことをやるのかというのは当初から思っていたのですが、それは部長が自分で自分のことをやったような感じで、おかしいと思いませんか。客観的にどう思いますか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 コミュニティセンター部分のサークル室等につきましては、市民局等との連携を図りながら、必要な諸室については先ほども答弁しましたように、面積は多少減りますけれども、そこは運用の中で対応できるということで、3年間の休止期間がございます。新しくなったコミュニティセンターの中で御利用いただけるというものですので、そこは建物の老朽化対策等として致し方ない部分ではないかと考えております。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） ほかの都市ではどのような場合に減築大修繕をやるのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 資産経営部長。

○資産経営部長 ほかの都市につきましては、先ほど紹介したような白井市や四街道市等において実施しておりますけれども、それはそれぞれの事情の中で対応したものと思いますが、このコミュニティセンターの建物につきましては、耐震性や、先ほど申しました都市計画上の事情、全部壊して新しく同じものを建てるよりは、減築して大規模改修をしたほうが安く済むという試算が出たことから、このような手法を選択したものです。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） これは今になってこんなことを幾ら議論してもしょうがないですね。基から壊して、もう一回新築したほうが早いのではないかという感じはいたします。

それと、自分のところで都市計画をつくっていながら、自分の建物が不適合になるような都市計画はおかしな感じがしますが、いずれにしてもあまり不明瞭なことはやらないでいただきたいです。

それから、サークルの利用者の関係者から聞いていると、今度はどうするのかと。なくなってしまって、どこを使うのだろうという疑問も出ています。だから、どこでも説明できるようなことをやってみて、もうここまで承認してきてしまったんだから、しょうがないと思っていますけれども、今後は合理的な説明がつくようなことをやっていただきたいと思います。

以上です。（「もっと早く言わなくては」と呼ぶ者あり）今、気がついたのです。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がないようですので、賛否表明、意見要望に移ります。

本議案に対する賛否表明、意見要望があれば御発言を願います。田畑委員。

○委員（田畑直子君） 各委員からもる御意見がございましたけれども、まずは減築、E C I方式の効果を最大限に生かすことが望まれます。特に公共機能を集約する施設になりますので、予定どおりの円滑な工事をお願いしたいと思います。

部長からもお話がありましたように、周りが国道や住宅などの周辺環境もありますので、工事においても周辺環境への配慮が最大限に必要なだと思いますので、工事請負業者ともしっかり協議しつつ進めていただきたいと思います。

費用については様々な御意見が出ましたけれども、本市としても初めてであり、全国的にも

珍しい減築方式を、最終的に今後２例目、３例目が本市で行われるかは分かりませんが、財政効果、品質的な効果などを総合的に検証していただいて、今後に生かしていただきたいと思います。

一つ、これは私の個人的な意見にもなってしまいますのですが、新たな減築後のコミュニティセンター機能も地下３階までの機能が残ると聞いております。先日、高潮の浸水の被害想定なども出まして、この中央区においても浸水被害などの影響もあるのではないかと考えております。

その中で、本庁舎ももちろんのことながら、公共施設の機能が集約されている中央コミュニティセンターは特に地下がありますので、その辺りはもう十分事業者なども対応はされているかと思いますが、安全な施設利用、そしてまた入居されるところにおいても、そのような影響が最小限に食い止められるような安全対策についても再度お願いして、立憲民主党からの賛意を申し上げます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 先ほど来から、委員の方から費用のほうは御指摘もありました。また、冒頭私が申し上げましたように、これまでの議論の積み上げというのもあります。サウンディング調査の結果ということを最初に申し上げましたけれども、それをしっかり踏まえた上で、こういった公共を集約させていくということは、今までの議論から自明の結果でございますので、しっかりやっていただくと。

それに伴う管理コストについてはじくじたる思いもあるのですが、現状の維持管理コストも含めて考えますと、速やかに早くやっていただきたいということもございます。やっていただく上では、先ほど防災的な観点の話もございましたが、これまでいろいろな観点の中で若干市民の方から厳しい御意見もいただいているので、そこについては防災やバリアフリーの問題、あとは環境の問題など、そういったことをしっかり留意していただきながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。賛意を表します。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員。

○委員（野本信正君） ごく絞ってお願いしますが、地下室にかなりの執務室などができるようですが、あの地下を前は病院局が使っていましたよね。

窓がないところで長い時間いるというのは、職員の健康上にもよくありません。それで、今度は明かり取りを工夫してやるということですが、健康を害するような執務室というのはできるだけ避けなければいけないのではないかと考えていますので、改善できるところはできるだけしてもらいたいと思います。

本庁舎の問題で言っても、窓がない執務室があります。本当にあれは新庁舎を造ったときの失敗だと思います。議会事務局は窓が１つもない。それから、秘書課も窓が１つもない。こんなに新しい施設で、窓がないところなど造ってはいけないと思ったのです。

私はよく議会事務局へ行って、議長室と副議長室の中へ行って、皆さんもここへ行ったほうがいいよと言ったのですけれども、それは私たちは無理ですと言っていました。

やはり、窓がきちんとあるところで職員が働けるようにしたほうがいいのではないかとということで、最大限の改善をしてほしいということを申し上げておきます。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） 今回の案件ですけれども、一部、地下3階に設備スペースが入るということで聞いているのですが、これは今、気象が、大変想定外の雨が降ったりして、水が入り込んだりして、その辺の対策は大丈夫なのかというのを懸念しております。くれぐれもそのようなことがないようにというのと、旧京葉銀行プラザでしたか、解体工事中に事故があって亡くなった方がいらっしゃったというお話も、最近千葉市のほうでニュースになっておりますので、くれぐれも解体のときには注意を万全に図っていただいて、事故のないように工事を進めたいということをお願いしまして、賛意を示させていただきます。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員。

○委員（米持克彦君） 全体の工事費を我々素人に分かるように、合理的な説明ができるようなものを造るように。こんなにかかるのでは新築したほうが早いのではないかと疑問に思っておりますし、新庁舎と比較してこれがかかり過ぎなのではないかという、素人的な発想ですけれども、そういう疑問が出てくるようなことのないように、ひとつお願いしたいと思います。

さらに、都市計画法であれが不適正建物だから建て替えるとかというのは考えられないです。そのようなお粗末な行政執行も少し気をつけていただきたいと思いますと思いながら、こういう疑問が生じる点を十分に反省してください。それらを踏まえて、今後、仕事を進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第89号・千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事に係る工事請負契約についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。

御苦労さまでございました。

[財政局退室、総務局・選挙管理委員会入室]

議案第72号審査

○委員長（岩井雅夫君） 次に、議案第72号・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第72号について御説明をいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

総務局議案説明資料の2ページをお願いいたします。議案書では11ページとなります。

議案第72号・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

1の趣旨でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことから、投票管理者等の報酬について、国の基準額と同額に引き上げるほか、所要の改

正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の主な内容を御覧ください。

投票管理者等の報酬、こちらは日額になりますが、国基準額と同額に引き上げるものでございます。改正後の報酬額及び改定額につきましては表に記載のとおりでございます。

なお、表の欄外下、米印の1ですが、従事中に交代する場合には、従事時間に応じた額を支給することとする規定に関しまして、投票立会人につきましては既に規定を設けているところですが、今回の改正におきまして、投票管理者につきましても新たに規定するものです。

また、米印の2でございますが、従事が翌日まで引き続いた場合でも、1日とみなして報酬を支給する規定を設けるもので、対象の区分は、開票管理者、選挙長、開票立会人、選挙立会人でございます。

最後に、3の施行期日でございますが、公布の日といたします。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） 御質疑等がありましたら、お願いいたします。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 一括でお願いいたします。

改めて、国政や県、市の選挙の費用の負担を、どこを県が持って、どこを市が持ってというところを示していただきたいのが1点目でございます。

2つ目ですが、今回は投票管理者や開票立会人といって、報酬を国と同額に引き上げるということですが、私も開票立会人をよくやるのですが、これが選挙管理委員会ではなくて給与課から提出されてくるというのは、この人たちの法的身分によってこういった議案の上がり方をしてくるのかと思って、少し違和感を持っています。そこら辺の制度的な説明を改めてしていただきたいと思いますし、連動して必ず地方自治体のところで開設していかなければいけないということについても、説明していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。よろしくお願いいたします。

御質問のうち、最初に、投票管理者等のいわゆる法的な地位というか、身分の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、説明資料の表にございます投票管理者、開票管理者等の職務でございますが、こちらにつきましては、地方公務員法の第3条、第3項、第3号の2の規定によりまして、特別職の地方公務員であると規定されております。また、これを受けまして、地方自治法の第203条の2の第5項になるのですが、この特別職、今お伝えさせていただきました投票管理者等の者に対しての報酬は、条例でこれを定めなければいけないとなっております。

このため、本市におきましては今回の改正を御提案させていただいております、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例におきまして、これの第3条、第3項、別表の2ですけれども、こちらで規定をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

初めの質問でございまして、費用負担についてでございますけれども、国政選挙の場合は国

費、知事選挙、県議会議員選挙の場合には県費、市長選挙及び市議会議員選挙の場合は市費となります。なお、本市では市長選挙と知事選挙、あとは市議会議員選挙と県議会選挙におきましてはそれぞれ同日に行っておりますので、投票管理者で立会人を兼ねることができるため、費用につきましては市と県で折半して負担することとなっております。

2問目、地方自治体で開設する趣旨についてですが、法に準じて報酬額を改正するという趣旨でございますけれども、報酬額を市で単独で定めることは可能でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律は、国政選挙の際に国が負担する経費の基準を定めていることから、同様の執行経費を負担する市内で執行される全ての選挙の報酬額も同額となるよう、国に準じた額としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） ありがとうございます。

そうすると、市が負担すべきところについては、値上がりについてもついていかなければいけませんけれども、値上がり分についても市が負担しなければいけないのかということを改めて理解させていただきました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。田畑委員。

○委員（田畑直子君） よろしく申し上げます。一括です。

今の財源のことについては、財源のほうは確認した上で、影響額も大体200万円以下だったように記憶はしているところですが、市の負担も地方自治体選挙などではあることも理解しました。

私から、市民目線になるのですが、今後のことについてお聞きしたいと思います。

直近の選挙では参議院議員選挙なども近づいていますけれども、自治会や立会人になった方々への周知は、いつどのような形で行われるのか、確認させていただければと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

自治会や立会人になった方々への周知ですが、本条例改正後、立会いになられる方々に対して、今回で申しますと直近の選挙は参議院選挙でございますけれども、選任状をお送りする際などに活用させていただきまして、周知を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員。

○委員（田畑直子君） 大丈夫です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。安喰委員。

○委員（安喰初美君） 一問一答でお願いいたします。

参議院選挙は3年に1度行われているのですが、これは報酬、費用弁償に関する条例についても3年に1度改正されているのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

本条例における投票管理者等の報酬額についてですが、報酬の額は国会議員の選挙等の執行

経費の基準に関する法律に定められた国の当該費用弁償の基準額に準じて設定しているもので、同法は3年ごとに実施される参議院議員通常選挙の年に定例改定されており、費用弁償の基準額が見直された場合には、条例の改正を行っているところです。なお、前回の基準額の見直しは令和元年にありまして、今回ですと6年ぶりの改正になってございます。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 参議院選挙ごとに改正されるわけではないということですね。分かりました。

あと、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、それぞれ何人くらいいるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

投票管理者等の人数についてですが、まず各投票所においては、基本、投票管理者が1名、投票立会人が2名となります。また、期日前投票所におきましても、各期日前投票所に毎日、投票管理者が1名、投票立会人が2名となっております。なお、投票管理者と投票立会人につきましては、交代制もすることができます。

次に、開票所につきましては、各選挙に応じて、開票所ごとに開票管理者が1人となります。ただし、開票管理者は、国政選挙の選挙区と比例代表、また、知事市長選挙などの同日選挙等の場合は、同一の者が開票管理者を務めることとなっております。また、開票立会人は各選挙ごとに3名以上、10人以内と定められてございます。

次に、選挙長は、市議会議員及び市長選挙に関する立候補届の受理や当選人の決定を行う選挙会などに関しまして事務を担うもので、市議会議員選挙では各区に1名、市長選挙では市に1名置くこととなっております。また、選挙立会人は選挙会に立ち会う者といたしまして、3名以上、10人以内となっております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

投票管理者の改定額は1,700円、また期日前投票所の投票管理者は1,500円というように、改定額はそれぞれ違うのですが、この額が違うのは何か意味があるのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

本条例における投票管理者等の報酬の額についてですけれども、報酬の額は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定められた国の当該費用弁償の基準に準じて設定しております。今回の同法の改正は、最近における物価の変動等を考慮して基準額が見直されたものと聞いております。また、区分によって基準額、改定額が異なる点につきましては、それぞれの職務等が考慮された結果であると認識しております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 改定額が大きいのは、それぞれ責任が重いということで、改定額が多

くなっているということで理解いたしました。

次に、当初予算のあらましでは、選挙管理委員会の予算として、参議院選挙の予算が3億8,400万円計上されているのですが、この予算の中に報酬引上げ分が含まれているのでしょうか。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

当初予算における報酬の額についてですが、当初予算では国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が国会で審議中であったため、従前の額に基づいて計上しております。今回の改正による報酬額の引上げに伴う所要額の不足分につきましては、参議院選挙における経費の節減などにより対応したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員。

○委員（安喰初美君） 今回の報酬引上げについては、特に予算計上するというわけではなく、やりくりをするということですね。

最後ですが、参議院選挙は7月20日と言われていますけれども、投票する場所、開票する場所もそうだと思うのですが、7月の体育館は暑くて、スポットクーラーだけでは涼しくならない、また熱中症のリスクも大きいと思うのですが、従事者や立会人の熱中症対策についてどのような取組をするのでしょうか。教育委員会と連携して、エアコンが設置されている図書室などを休憩室に使ってはどうかと求めますが、いかがでしょうか。（「関係ない」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

熱中症対策についてでございますが、体育館等を利用する投票所におきましては、当該学校に対しまして、スポットクーラーに加え大型扇風機の借用を依頼するほか、冷感スプレー、冷感タオル、冷感バックというようなものを用意することとしてございます。

また、以前から空調設備が整っている教室等を投票管理者、立会人、従事者の休憩室として使用している例もありました。今回も教育委員会を通じまして、各学校長へ依頼を行っているところです。

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） 一問一答でお尋ねしたいのですが、開票所で1票、2票と票をまとめているような人たちのことは、開票管理者でよろしいですか。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

開票所で票をまとめている従事者ですか。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 従事者は何になりますか。ここには入ってこないですか。

今回は、ああいう作業をする人たちの報酬は上がらないということですか。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 その関係の報酬ではございません。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 上がらないのですね。

あの人たちは、今、要は12時を過ぎると2日分の手当が出るようになっているのですか。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

今お問合せいただいたのは事務従事者ですか（「はい」と呼ぶ者あり）事務従事者につきましては、今、時間外手当になっております。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） そうしますと、1時間幾らというような時給計算で報酬が払われているということですか。

○委員長（岩井雅夫君） 給与課長。

○給与課長 給与課でございます。

今、少し補足をさせていただきますと、実際に票を数えたりする職員は、市の職員が直営でやっておりますので、今御説明にあったように時間外勤務手当で処遇しております。時間ごと、例えば、何時から何時までだったということを、選挙管理委員会のほうで、各係ごとにいろいろ職員が決まっていますので、係ごとの従事時間は後で示されますので、その時間に応じた職責ごとの時間外勤務手当で処遇するというところでございます。

以上でございます。

○委員（中島賢治君） よく分かりました。

私が言いたいのは、限りある時間内で開票作業をやっていただきたいというのが、審判を受ける身で、皆さんもそう思うのですけれども、1分1秒でも早く開票結果が出てほしいという気持ちです。

最近ですと、よく若葉区のほうが、朝方ぐらいまで票が確定しないと。そういうことを私も懸念している1人ですが、そうこうしているうちに、今現在、館山市が午後6時に投票時間の繰上げをしました。また鴨川市、鋸南町もこの参議院から午後6時に繰上げとニュースでお聞きしております。

私も代表で、千葉市も今は大半の方が期日前投票でやっておりますので、投票日には早く切り上げて、早く開票してほしいという質問もしておりますので、そのような考えは今ございませんか。

○委員長（岩井雅夫君） 選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長 選挙管理委員会です。

代表質問でもいただいておりまして、市民アンケート等でもそのような問いをさせていただきまして、まだ全体の中でいうと、今は手元に資料がないので割合はあれしたのですけれども、まだそのようなに多くの方が時間短縮について御理解をいただいているような状況ではなかったもので、また引き続き、市民意識の調査をしながら検討してまいりたいと思っております。

（「何も伝わっていない」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員。

○委員（中島賢治君） 引き続き要望してまいりたいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望があれば、御発言をお願いいたします。田畑委員。

○委員（田畑直子君） この条例の一部改正については、もちろん賛意を表するところです。

これは意見になりますけれども、私自身も地域の方からこのような報酬の増額を検討してほしい、それでなければ人選がなかなか厳しいという御意見もいただいていたので、今回、国基準と同額ということではありますけれども、引き上がったことは評価できると思います。

直近の参議院選挙におきましては、人選は既になされているということで、その方に向けた周知を行っていくという、先ほどの質問の答弁でありましたけれども、今後の選挙時には立会人に選出された方のみならず、自治会等など選出に関わる方々にも広く周知していただいて、人材の確保が円滑に進むようにお願いできればと思います。

私からは、以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。中島委員。

○委員（中島賢治君） この議案に関しては賛意を表させていただきたいと思います。

先ほども申しましたとおり、開票時間が早く終わればそれだけ時間外手当も少なく済みますので、極力開票時間を早める方向でやっていただきたいということを要望して、賛成でございます。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 先ほど来からもありますように、私たちも賛意を表するところでありますけれども、今回は選挙事務従事者ではなくてというところの説明でございました。

私ども、高校生の選挙事務従事者を増やしていこうとか、どんどんやってもらおうということのを会派でも進めてきた経緯もありますので、そちらの費用についても御検討いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第72号・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（岩井雅夫君） 賛成全員、よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

以上で案件審査を終わります。

説明員の方は御退席願います。

御苦労さまでございました。

〔総務局・選挙管理委員会退室〕

年間調査テーマの設定について

○委員長（岩井雅夫君） それでは、次に、所管事務調査の年間調査テーマの設定について御協議いただきたいと存じます。

第3次議会運営活性化推進協議会での決定事項に基づき、委員の皆様から希望する年間調査

テーマ等について提案書を提出いただき、御意見等を取りまとめた一覧表を事前にお送りさせていただいております。

資料5番、所管事務調査事項提案一覧表をお開きください。

本日は、当委員会の年間調査テーマについて、所管事務調査事項提案一覧を基に、皆様から提案するテーマ、調査理由について御説明をいただいた後に協議を行いたいと思います。

それでは、一覧表に記載の順にお願いいたします。まずは、桜井委員から御説明をお願いいたします。

○委員（桜井秀夫君） 提出させていただいたものは、資産老朽化対策といったところでございます。

新清掃工場の整備をはじめ、またさらに新しい設備の改修やいろいろなものが入ってくるということもございました。政令施行後に整備した施設の更新時期を迎えるということを踏まえて、資産老朽化比率の上昇が懸念されるところでございますので、この行政サービスを維持するために不可欠な投資もしなければならぬ局面もありますが、支払い負担率や市債残高などに影響が想定されますので、そこをしっかりと見極めて、建て替えや長寿命対策、いろいろなことをしっかりとバランスを踏まえながら検討していくべきだと考えます。実際の対象施設の現地視察なども踏まえて調査検討を行いたいというところで案を出させていただきました。意見はまた後でします。

説明は、以上でございます。

○委員長（岩井雅夫君） 安喰委員、説明をお願いいたします。

○委員（安喰初美君） 私は、女性が活躍できる職場づくりということで、代表質問でも市長にお聞きしましたがけれども、今、女性の管理職の比率が主査は32.3%で、管理職が24.8%ということで、まだまだ女性の管理職の数が少ないというところが実際あります。

それで、女性職員のキャリア形成に対する意識の醸成や啓発に取り組まれているということは承知しているのですが、どうしても子育てや介護などの多くを女性が担っている状況がある中で、今の置かれている女性の働き方をもっといいものにしていくことが必要ではないかと思っています。残業の縮減や子育てのための制度の充実ということで調査研究していったって、女性が働きやすい職場になれば、市役所全体の働き方改革にもつながるのではないかと考えていますので、ぜひ調査したいと思います。

○委員長（岩井雅夫君） 田畑委員、お願いいたします。

○委員（田畑直子君） 私からは、多様な主体との行政課題解決に向けた取組についてを御提案させていただきました。

本市では、市民、民間、学術機関との連携によって行政課題解決に向けた取組をしていて、コネクテッドセンターちばや包括連携、連携協定などによって進めていると認識していますが、行政課題が複雑化していることから、行政課題の抽出や多様な主体の発掘を行って、さらに増やしていく必要があると思います。

行政のマンパワーにも限界がありますし、これが行財政改革につながるかと認識しています。今まで実際に行われたものの検証も十分ではないということから、御提案をさせていただきました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 中島委員、説明をお願いいたします。

○委員（中島賢治君） 私は、4番目の災害救助法ですけれども、千葉市議会は特別委員会に防災・減災対策調査特別委員会があるのですが、今年は委員になれませんでしたので、総務委員会で出させていただいたというところがございます。

私のライフワークであります災害救助法を、ぜひ皆さんと深掘りをして、各政令市の対応を調べてみたいということで出させていただきました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 石井委員、説明をお願いいたします。

○委員（石井茂隆君） 民間では目標管理というのはほとんどやっていますけれども、役所の場合はほとんどないというのが現状だと思います。

地方自治体でもやっているということはありますけれども、人事との関係はほとんどありません。だから非常に難しい話で、千葉市のようなたくさんの職員を抱えているところでやっていくことがいいのではないかとということで出させていただきました。

ある意味では、やる気はほとんどないかもしれないけれども、この中でこういう提案が出てると、それだけでもいいと思いました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 米持委員、お願いいたします。

○委員（米持克彦君） 100万都市の実現です。

千葉市は政令都市ですけれども、本当は100万都市を実現しなければいけないということで。発展の可能性は十分ありまして、京葉線の新木場からJR羽田へ直通になるということと、もう一つは成田空港の倍增計画で、利便性もちょうど羽田と成田の中間に属しまして、美浜区などはある程度人口が、微増ですけれどもしている状況で、いわゆる住民の方の質もかなり上がってきています。増えているという状況を見ますと、100万都市の可能性を求めて、少し研究してみたほうがいいのではないかとことで出しました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 三瓶委員、お願いいたします。

○委員（三瓶輝枝君） 千葉市は人口が微増ですが、いずれ人口減少が押し寄せてくることが想定されています。千葉市も、神谷俊一市長が取り組まれているのですが、いずれそうしたことが想定されている中で、人口減少の歯止めのための取組の先進市の調査をし、政策、制度にどのように反映してきたのか、多方面にわたりどのようになされているのか、調査結果等を調査しながら取り組み、結果はどうであったのか、ここには書いていませんけれども、建物にしてもサービスにしても、人口減少に対し取り組む必要があることと、市民への説明をどのようにされているのか、調査研究したいと思いました。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 野本委員、お願いいたします。

○委員（野本信正君） 昨年に引き続き同じテーマを申し上げました。

今、日本全国が少子・超高齢化、人口減少社会というところへ進んでいっております。

その中で千葉市は、まだ今年は5,000人の人口増を実現しているという点では、確かにいろいろと努力をして、人が集まりやすい、暮らしやすい市になっているのだろうと思います。その内容をもっと向上させていきたいということが、みんなの願いだと思うのです。

千葉市には、総合政策局という局が、今度は市長のほうの関係も取り入れてトップ局になりましたけれども、ここの事業テーマの1番目か2番目に人口減少の抑制というテーマが入っています。ただ、これは総合政策局だけでできるものではなくて、子育てや、若者や高齢者を大事にすることや、住みよいまちをつくっていくという全局的な総合的な課題が前進しないと、この課題は実現しない問題だと思います。

そこで、我々総務委員会としては、千葉市全体の住みよいまちづくりを一層進める上で、さらに人口減少を抑制して、もっと増えていくようにする。今回のテーマの中には、今、三瓶委員が説明されたような、私と同じようなテーマも出ているし、100万都市という人も2人いるし、これは今回のテーマとしてはみんなが合意できることではないかと思って、非常に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岩井雅夫君） それでは次に、茂呂副委員長、お願いいたします。

○委員（茂呂一弘君） 私は9番目の自動運転実証実験について提案させていただきたいと思っています。

御承知のとおり、公共交通機関でのバスは、路線の廃止や縮小が深刻な問題になっておりまして、本市も同様の状態です。

問題解決の一つとして、運転手不足の問題解消につながる自動運転の実施が挙げられていまして、本市でも既にデジタルツインを活用した実証実験が進められております。

一方で、全国の他地域を見ますと、既にレベル4での運用を開始した自治体もありますので、そういった先進的な取組を調査しまして、本市の自動運転実証実験事業の前進に少しでも寄与できるような提案ができればと考えております。

以上です。

○委員長（岩井雅夫君） 最後に、私より御説明いたします。

人口100万都市と、目指す取組についてということでもありますけれども、まずは本市の課題には町の魅力や子育て支援が上げられるのですが、人口減少が進む中でどのように取り組んでいくかどうかというのが課題になってくると思います。この人口減少の歯止めをしながらもっと千葉市に人口を増やすという意味で、100万都市にしたいという願いを込めて、題材に上げました。この1つには成田空港の拡張工事等々がありますので、成田から千葉市へどれぐらいの人の流れをつくってこれるかというような調査をするのも一つかと思ひまして、上げさせていただきました。

それでは、各委員の御提案等を踏まえまして、今期委員会で調査したいと思われるテーマがありましたら御意見をお願いいたします。

どなたかいらっしゃいますでしょうか。（「お任せします」と呼ぶ者あり）

委員長としては、先ほど野本委員よりもありましたが、人口減少社会を見据えた対策についてということで、少し考えながら入れていきたいと思っているのですがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩井雅夫君） それでは、正副委員長で考えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの協議を踏まえ、今期委員会の調査テーマは人口減少についてということで決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。（「正副委員長で検討しないの」と呼

ぶ者あり)

ですから、それについて正副委員長で考えて、後ほど皆さんに。（「達成感がない、やれば いいというものではないから」「もっと伸び伸びさせてくれないと」「去年も思ったのですが、 みんなにこれを出させる必要はあるのか」「ないですね」「議会改革の意味がない」「これで 成果が上がるのか」と呼ぶ者あり）今度、委員長会議がありますので、その際に言いたいと思 います。（「ここに出すと無駄になってしまうからね」「自己紹介のようなものだよね」と呼 ぶ者あり）

今後の活動計画の作成については、正副委員長に御一任願います。

なお、決定した年間調査テーマにつきましては、6月25日水曜日の本会議で委員長が報告す ることになっておりますので、御承知おきください。

それでは、ただいまの協議を踏まえて、正副委員長で検討しますので、テーマの設定、活動 等……（「3回目ですよ」と呼ぶ者あり）失礼しました。（「正副レクやっていないだろう」 と呼ぶ者あり）

委員会視察について

○委員長（岩井雅夫君） 最後に、委員会視察について御協議を願います。

年間調査テーマのほか、所管事務調査事項提案一覧などを参考にし、所管局の重要な施策を 視察したいと考えています。視察先に関して御意見のある方はいらっしゃいますか。桜井委員。

○委員（桜井秀夫君） 視察場所は具体的に意見があるわけではないのですけれども、先ほど 少しお話ししたように、もしも決まった年間テーマだけで視察ルートが埋まらない場合には、 落選したテーマについても、そこで補充してもいいのかと。フレキシブルに対応していただい て、去年も実はそのような感じで提案させていただいたことがありました。（「目の前にある ことにとらわれることはないのではないか。海外にも目を広げなければ駄目なんだ。行きたい ところへ行けばいい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩井雅夫君） 視察先につきましては、行き先の都合もありますことから、正副委 員長に御一任を願えますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩井雅夫君） ありがとうございます。

次に、視察の日程についてですが、正副委員長案を申し上げます。

事前に皆様のところにお聞きに行ったと思うのですが、いろいろ考えると10月15日水曜日から17日金曜日の2泊3日ですが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩井雅夫君） それでは、視察の日程は10月15日水曜日から10月17日金曜日までの 2泊3日といたします。

以上で委員会視察についての協議を終わります。

以上で総務委員会を終了いたします。

御苦労さまでございました。

午後2時28分散会